

伊勢湾再生行動計画

人と森・川・海の連携により

健全で活力ある伊勢湾を再生し、

次世代に継承する

平成 19 年 3 月

伊 勢 湾 再 生 推 進 会 議

伊勢湾再生行動計画のスローガン

～人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する～

伊勢湾流域圏においては、より良い水循環のもと、多様な生物が生息・生育できる“健全な伊勢湾”、産業物流拠点としての優れた機能を活かしながら、人々が集まり、安全で憩いや安らぎを感じられる“活力ある伊勢湾”を再生するため、沿岸域だけでなく、広く流域圏の“人と森・川・海”が連携して伊勢湾再生に取り組んでいくとともに、これらの取り組みを継続していくことが大切だと考えています。

伊勢湾（狭義）・伊勢湾・伊勢湾流域・伊勢湾流域圏の定義

伊勢湾再生行動計画（以下「本行動計画」という。）で言う「伊勢湾」の範囲とは、三重県大王崎と愛知県伊良湖岬を結ぶ、北側の海域とし、「伊勢湾流域」とは、伊勢湾に流入する河川の集水域となっている陸域とする。

「伊勢湾（狭義）」とは、三河湾を含まない伊勢湾のみと定義する。

「伊勢湾」とは、伊勢湾（狭義）及び三河湾と定義する。

「伊勢湾」とは海域のみ、「伊勢湾流域」とは陸域のみを示す。

「伊勢湾流域圏」とは、伊勢湾及び伊勢湾流域と定義する。

モニタリングの定義

モニタリングとは環境監視、継続的な調査を示す。



目 次

I. 行動計画策定の背景と目的	1
1. 行動計画策定の背景	1
2. 行動計画の目的	1
II. 伊勢湾流域圏の現状	2
1. 伊勢湾流域圏の一般的特性	2
2. 伊勢湾の環境特性	8
3. まとめ	19
III. 伊勢湾再生に向けての目標	20
1. スローガン	20
2. 目標	20
3. 基本方針	21
4. 推進体制	22
5. 計画期間	22
IV. 目標達成のための施策	23
1. 施策の実施方針	23
2. 陸域における負荷削減施策	23
3. 海域における環境改善施策	29
4. 多様な主体による協働・連携	33
5. 伊勢湾再生のためのモニタリング	36
6. 伊勢湾再生に向けた施策のまとめ	38
7. 伊勢湾再生に向けて各機関が実施する施策	43
V. 行動計画のフォローアップ	76

1. 行動計画策定の背景と目的

1. 行動計画策定の背景

伊勢湾流域圏は、国土の中央部に位置する地理的条件や交通条件、豊富な土地・水資源に恵まれ、名古屋市を中心とする大都市圏を形成するとともに、製造業をはじめとする産業技術の中核圏域として発展してきた。今後も中部地方が持続的な発展を続けるうえで「モノづくり」をはじめ産業の国際競争力の強化が求められるとともに、国際社会から見た中部地方の魅力の向上と交流・観光の強化、災害に強い地域づくり、誰もが生き生きと暮らせる生活空間の創出、生物の生息・生育環境や緑の保全、農山漁村地域の活力の向上等、更なる発展が求められており、伊勢湾流域圏の果たす役割は大きい。

その一方で伊勢湾は、急速な経済発展による環境への負の影響を受け、水質汚濁の慢性化、生態系への影響が懸念されている。

そのため、近年では、環境に配慮しつつ、社会的、経済的な発展を続ける「持続可能な発展」が求められるようになっており、産業・物流機能の維持・高度化、防災、漁業等に配慮しつつ、伊勢湾の良好な環境の実現を目指した伊勢湾再生のあり方が問われている。

これまで、伊勢湾の再生に関する計画として、以下に示す指針等が策定され、伊勢湾の再生に向けた取り組みが行われてきた。

- ・ 「伊勢湾下水道整備総合計画」
(伊勢湾下水道整備総合計画調査協議会 1997年(平成9年)3月)
- ・ 「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」
(岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市 2000年(平成12年)8月)
- ・ 「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」(三重県 2001年(平成13年)3月)
- ・ 「伊勢湾環境創造基本構想」(中部地方整備局 2004年(平成16年)3月)

しかし、依然として赤潮、苦潮(青潮、以下「苦潮」という。)貧酸素水塊の発生、干潟、浅場、藻場の減少、自然海岸の減少等の問題が多く残されている。そのため、今後も伊勢湾流域圏の持続的な発展を目指し、伊勢湾の環境改善に向けた産官学と沿岸域及び流域の人々、NPOによる取り組みを継続していく必要がある。

また、全国的な動きとしては、2001年(平成13年)12月に都市再生プロジェクト第三次決定により、「海の再生」が位置付けられている。

このような状況を受け、2006年(平成18年)2月2日に関係省庁及び関係地方公共団体等が「伊勢湾再生推進会議」を設立し、伊勢湾再生のための行動計画の策定及びフォローアップに取り組むこととした。

2. 行動計画の目的

伊勢湾再生の目標(伊勢湾のあるべき姿の実現)を掲げ、これを実現するための基本方針を定め、伊勢湾流域圏の産官学と沿岸域及び流域の人々、NPO等の多様な主体が協働・連携を図りつつ、今後10年間を対象期間とし、この目標の達成へ向けた仕組みの構築と取り組みを推進することを目的とする。

II．伊勢湾流域圏の現状

1．伊勢湾流域圏の一般的特性

(1)伊勢湾の地形・海水流動の状況

伊勢湾の水域面積は約 2,300km²、平均水深は約 17m であり、中央部が盆状で約 20km の狭い湾口部に島嶼^{とうしょ}が存在することから外海との海水交換が少ない特性を持ち、汚濁物質が蓄積しやすい閉鎖性の海域である。そのうち伊勢湾（狭義）の平均水深は約 20m であり、中心部で水深約 35m、湾口部で最大水深約 100m である。一方、三河湾の水深は知多半島南部先端と日間賀島の間が最も深く水深約 35m、平均水深は約 9m であり、水深 20m 以浅が大部分を占める。また、伊勢湾の年間流入量（約 200 億 m³）は容積（約 394 億 m³）の半分以上である。（表 1）

伊勢湾の海岸形態は、半自然海岸¹⁾及び人工海岸¹⁾が多く、自然海岸¹⁾は主に伊勢・志摩地域に存在している。（図 1，自然海岸の延長は表 1）。これら半自然海岸または人工海岸の多くは、湾奥部に立地する港湾における埋立等の開発ならびに高潮等に対する保全対策等により形成されたものである。

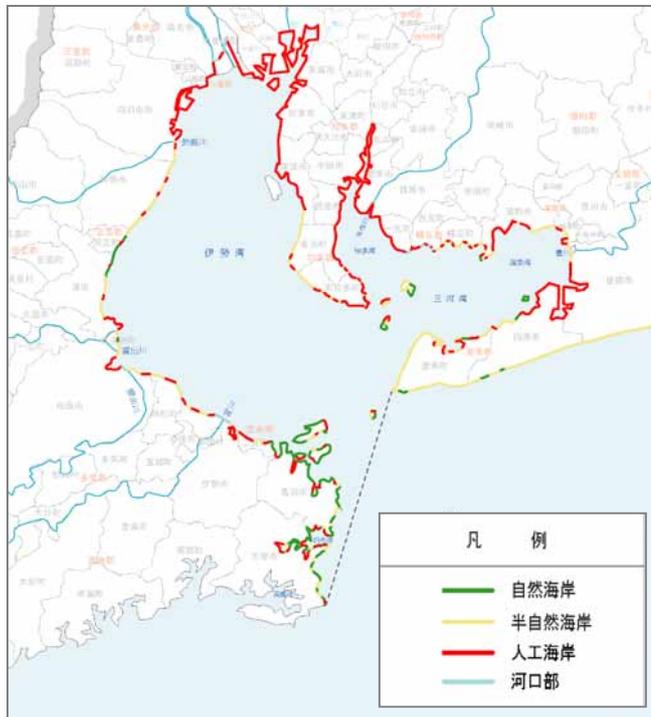
伊勢湾の海水流動は、伊勢湾（狭義）では南部に反時計回りの環流、北部で時計回りの環流が卓越し、三河湾においても下層に反時計回りの環流が形成される等、海水が滞留しやすい流況が形成されている。

1)半自然海岸：道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物で海岸（汀線）の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては、自然の状態を保持している海岸。（海岸（汀線）に人工構造物がない場合でも、海域に離岸堤等の構造物がある場合は、半自然海岸とする。）

人工海岸：港湾、埋立、浚渫、干拓等により著しく人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構造物がある海岸。

自然海岸：海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。（海岸（汀線）に人工構造物がない海岸）

環境省による定義



資料) 運輸省第五港湾建設局：平成 9 年度 伊勢湾環境基本構想調査報告書，1998.の図を基に作成

図 1 伊勢湾沿岸部における海岸形態

表 1 三大湾の概要

区分	項目	適用	単位	東京湾	伊勢湾		大阪湾
					伊勢湾 (狭義)	三河湾	
陸 域	流域面積	総量規制地域	km ²	7,597	16,191		5,766
	人口	総量規制地域	人	26,296	10,516		15,355
	海岸線延長		km	820.4	824.6		264.8
	うち 自然海岸		km (%)	64.9km (7.9%)	111.0km (13.5%)		21.9km (8.3%)
	埋立面積	1945年8月 ～1991年3月	km ²	157	79		85
	年間流入量	一級河川平水 の合計値	億 m ³	86	200		87
	ゼロメートル 地帯	朔望平均 満潮位以下	km ²	116	336		124
	山林の割合		%	21	62		53
	農地の割合		%	15	12		11
海 域	水域面積		km ²	1,380	2,342 ----- 1,738 604		1,447
	平均水深		m	45	17 ----- 20 9		30
	容積		億 m ³	621	394 ----- 339 55		440
	流域面積 /水域面積		-	5.5	6.9		4.0
	年間流入量 /容積		-	0.14	0.51		0.20

資料) 流量年表(社)日本河川協会
発生負荷量等算定調査報告書(H12年度 環境省)
平成9年度 第5回自然環境保全基礎調査(環境庁自然保護局)
海岸統計(平成13年度版) 2002 国土交通省河川局編
平成14年度 瀬戸内海の環境保全資料集(2002)(社)瀬戸内海環境保全協会
大阪湾環境図説 (1996) 運輸省第三港湾建設局

(2)伊勢湾流域・沿岸域の状況

<流域の構成>

伊勢湾流域は4県(長野県、岐阜県、愛知県、三重県)にわたり、流域面積は約16,200km²である。北は飛騨高地、東は木曾山脈、三河高地、南は紀伊山地、西は鈴鹿山脈、布引山地等に囲まれ、その内側に濃尾平野、伊勢平野、岡崎平野、豊川平野等の平地が広がっている。これらの平地を形成した木曾三川を含む主要な河川(一級河川10水系)の平均年間流入量は約200億m³である。(表1, 図2)

<土地利用>

平野部には名古屋市、岐阜市を中心とした地域や、沿岸部の四日市市、津市、伊勢市、豊橋市等に住宅地や商業地が形成されている。総人口は約1,100万人であり、東京圏、大阪圏と並ぶ三大都市圏に位置づけられている。

流域の土地利用状況は、山林62%、農地(田・畑・果樹園)12%、その他の土地26%であり、東京湾、大阪湾に比べ森林・農地の面積の割合が大きいことが特徴である。(表1)

<歴史>

古くから、本州の中央部に位置する地理的条件と広大な平地と豊富な水資源、海と陸をつなぐ水運の発達等により、多くの人々を引きつける場として発展してきた。伊勢湾の開発は、江戸時代末期から、濃尾平野の輪中地帯等の干拓や埋立等、湾奥部を中心に進められてきた。昭和30年代以降の高度経済成長期になると、名古屋市を中心とした地域における住宅・商業地や、名古屋港、四日市港、三河港、衣浦港等の臨海部における工業地帯の開発や物流機能の強化により、日本の三大都市圏として急速な発展を遂げ、日本の高度経済成長を支えてきた。

<産業>

伊勢湾流域圏は「モノづくり産業」という言葉に代表されるように、製造業を中心とした世界的な先端技術が集積している。伊勢湾の流域面積は、全国土面積の4%であるが、GRP(地域内総生産)は約64兆円でわが国の約13%²⁾の規模を有し、特に製造品出荷額については67兆円とわが国の約24%³⁾を占め、日本の経済・産業を牽引するとともに世界経済の一翼を担っている。

最近では、2005年(平成17年)の中部国際空港の開港や「愛・地球博」の開催等、国際的な事業の展開を続けている。

2) 中部4県(静岡県、岐阜県、愛知県、三重県)の合計値の割合 内閣府「県民経済計算年報」(2003)

3) 中部4県(静岡県、岐阜県、愛知県、三重県)の合計値の割合 経済産業省 工業統計表(2004)



图 2 伊勢湾流域圈图

(3)伊勢湾の利用状況

伊勢湾は船舶の航行、漁業生産、海洋性レクリエーション等、多様な利用がなされている。

< 港湾 >

伊勢湾は、「モノづくり」中部の産業集積を支える重要な物流拠点として、2つの特定重要港湾（名古屋港、四日市港）と3つの重要港湾（三河港、衣浦港、津松阪港）を有している。これらの特定重要港湾、重要港湾における2004年（平成16年）の取扱貨物量は、自動車等の金属機械工業品や化学工業品等を中心に約3億トン、入港船舶隻数は約10万隻であり、国内外へ貨物を輸送する大小様々な船舶が航行している。

< 漁業 >

伊勢湾は、大小67の漁港を有し、港湾区域を除くほとんどの沿岸部に共同漁業権、区画漁業権が免許されており、アサリ類、エビ・カニ類等を対象とした沿岸漁業、ノリ・ワカメ養殖等の海面養殖業が行われている。愛知県及び三重県の漁業経営体数は、いずれも1960年から1965年（昭和35年から40年）頃以降、減少傾向にあり、現在はピーク時の半数以下まで減少している。

< レクリエーション・観光 >

伊勢湾全域にわたりマリーナ、ヨットハーバーが分布しており、特に伊勢市、知多半島東岸部及び幡豆町から蒲郡市にかけての海岸部に多く立地している。

さらに、海水浴場は名古屋港等の物流・産業用地を除くほとんどの海岸部、また潮干狩り場は、桑名市から伊勢市にかけての海岸部、知多半島、幡豆町から蒲郡市にかけての海岸部にあり、伊勢湾は多様な海洋性レクリエーションに利用されている。

観光地は、伊勢志摩国立公園、三河湾国定公園に指定されている公園のほか、様々な観光・文化施設が全域にわたり立地している。

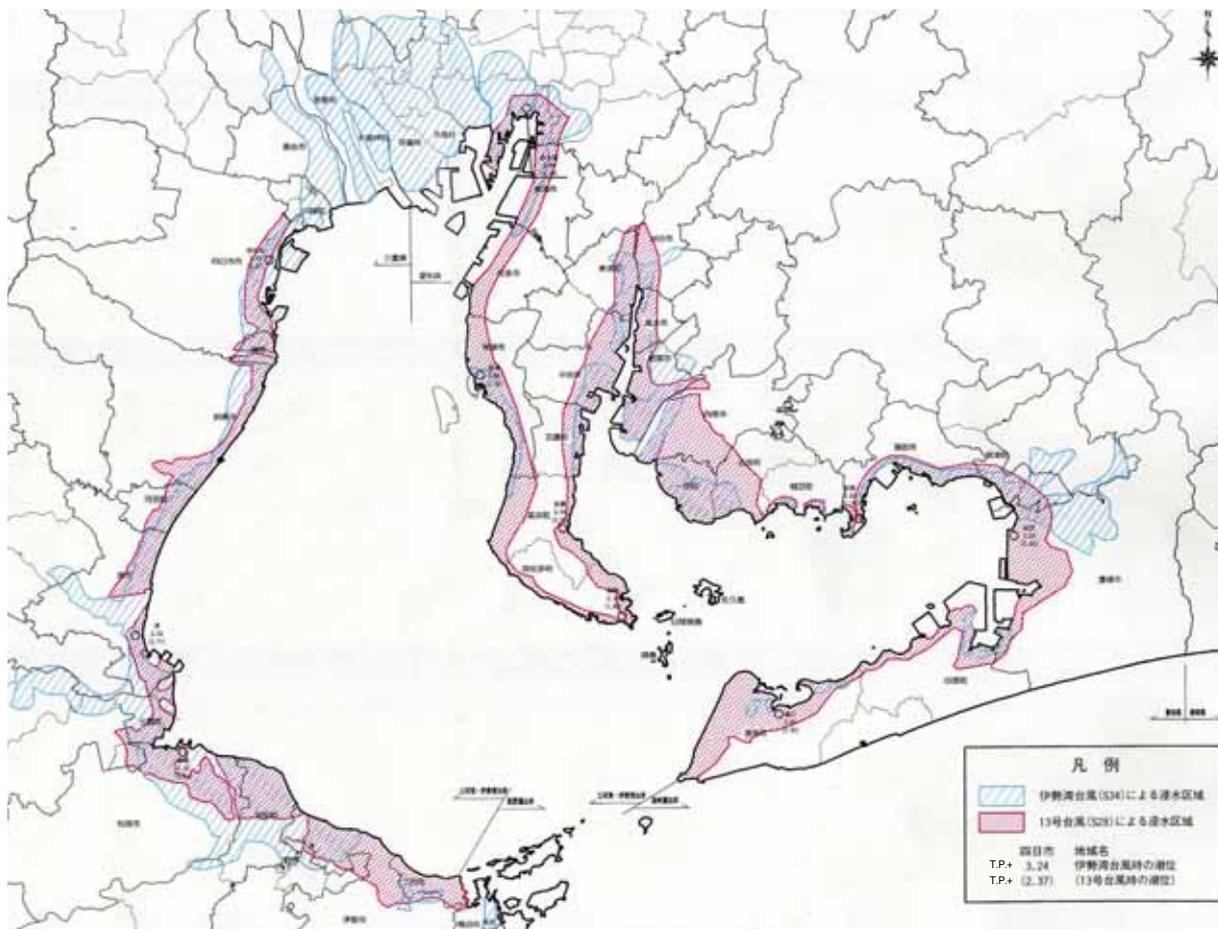
(4) 海岸等保全の状況

伊勢湾沿岸域はわが国最大のゼロメートル地帯⁴⁾である濃尾平野を中心に、昔から台風・高潮・津波等の海岸災害に見舞われてきた。1944年(昭和19年)の東南海地震、1946年(昭和21年)の南海地震による地震・津波災害、そして1953年(昭和28年)に来襲した台風13号は沿岸域に被害を与え、その復旧工事を皮切りに海岸災害から背後の人命や財産を守るための高潮対策事業が開始された。

さらに、1959年(昭和34年)に来襲した伊勢湾台風は、再び沿岸域に大きな被害をもたらすこととなり、伊勢湾の湾奥部では越波・破堤により未曾有の大災害となった。(図3)台風13号、伊勢湾台風による沿岸域での甚大な被害を契機に、海岸堤防や河口部の高潮堤防が築造された。

現在、沿岸域に設置されている海岸堤防は、1953年(昭和28年)の台風13号以降の高潮対策事業等(1953から1963年(昭和28から38年))により築造されたものが大半であり、築造後50年近くが経過している。そのため、空洞化やひび割れ、磨耗等の護岸の老朽化による施設としての機能低下、また、高潮や地震発生後における台風の襲来等の複合災害時における保全施設としての機能低下が懸念され対策が進められている。また、複合型災害防災実働訓練等のソフト対策も実施している。

4) ゼロメートル地帯：朔望平均満潮位より低い地域



資料) 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

図3 1953年(昭和28年)台風13号及び1959年(昭和34年)伊勢湾台風時の浸水区域

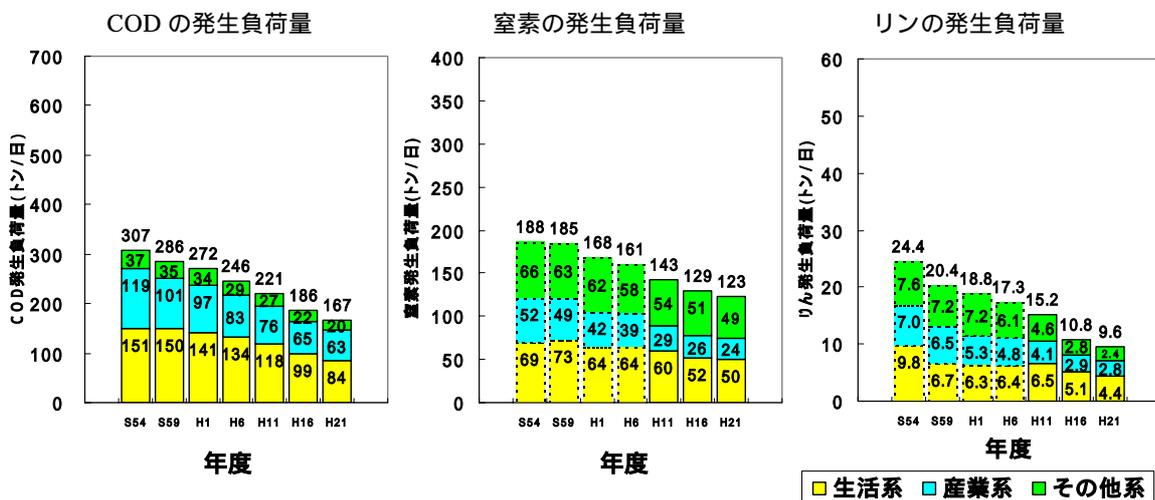
2. 伊勢湾の環境特性

(1) 汚濁負荷量の状況

伊勢湾には多くの流入河川（1級河川10水系）が存在し、これを通じて有機物や窒素・リン等の栄養塩類が流入している。

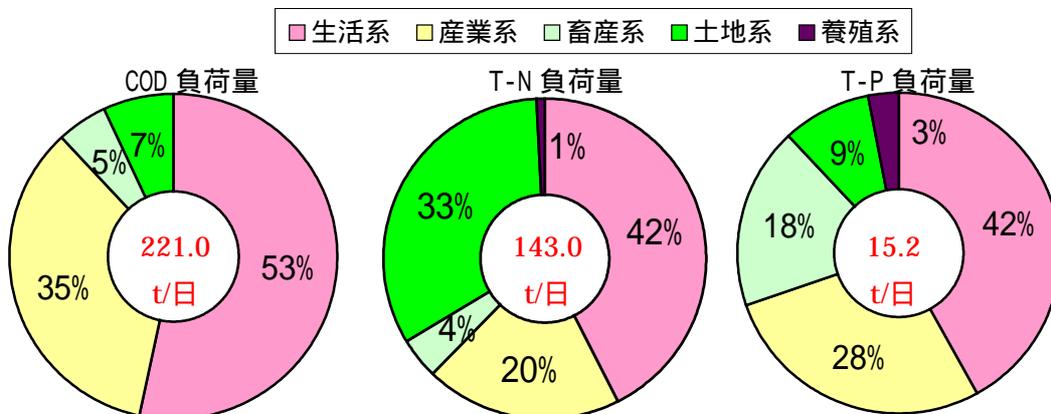
伊勢湾に流入する汚濁負荷量は、伊勢湾流域を包含する4県の人口推移とともに、1960年（昭和35年）代以降、緩やかな増加傾向にあると考えられる。しかし、算定データが得られている1980年（昭和55年）頃より、汚濁負荷量は化学的酸素要求量（COD）・全窒素（T-N）・全リン（T-P）ともに継続的に減少しており、総量規制等の汚濁負荷削減対策が効果を発揮していると思われる。

近年の主要な河川の水質は、良好な状態に維持されているものの、2004年（平成16年）度のCOD流入汚濁負荷量は1979年（昭和54年）度の汚濁負荷量と比較して、東京湾ではほぼ半減しているのに対し、伊勢湾は約4割程度の減少にとどまっている。また、1999年（平成11年）度におけるCODの発生源別の負荷量は、生活系が53%、産業系が35%、畜産系が5%、土地系が7%となっている。同様にT-Nは、生活系が42%、産業系が20%、畜産系が4%、土地系が33%、T-Pでは、生活系42%、産業系28%、畜産系18%、土地系9%となっている。（図5）



出典) 発生負荷量管理等調査（環境省）及び関係都府県による推計結果。
備考) 点線の棒グラフは、関係都府県による推計値。平成21年度の値は削減目標量。

図4 伊勢湾における汚濁負荷量の推移及び削減目標量



資料) 第6次水質総量規制の在り方について 2005年（平成17年）5月：中央環境審議会

図5 1999年度（平成11年度）汚濁負荷量の内訳

(2) 水質・底質の状況

< 水質：化学的酸素要求量 (COD) >

伊勢湾の COD は、伊勢湾（狭義）の A 類型（環境基準値 2mg/L 以下）及び B 類型（環境基準値 3mg/L 以下）に指定されている海域では 3mg/L 程度で変動しており、一部の地点を除き環境基準に適合していない。三河湾の A 類型及び B 類型に指定されている海域では、1989 年（平成元年）頃から上昇傾向にあり、1994 年（平成 6 年）以降はいずれの地点も環境基準に適合していない。C 類型（環境基準値 8mg/L 以下）に指定されている海域では、いずれも 3～7mg/L の範囲でおおむね横ばいであり、環境基準に適合している。伊勢湾全体の COD 環境基準達成率は約 50%前後で横ばいである。（伊勢湾の類型指定：図 6、伊勢湾（狭義）、三河湾の COD75% 値の推移：図 7、図 8、伊勢湾の COD 環境基準達成率：図 7）

< 水質：全窒素 (T-N) >

T-N は伊勢湾（狭義）の 類型（環境基準値 1.0mg/L）に指定されている海域では低下傾向にあり、ここ数年はおおむね環境基準に適合している。伊勢湾（狭義）の 類型（環境基準値 0.6mg/L）及び三河湾 類型に指定されている海域では横ばいであり、おおむね環境基準に適合している。伊勢湾（狭義）の 類型（環境基準値 0.3mg/L）及び三河湾 類型に指定されている海域は横ばいであったが、ほとんど環境基準に適合していない。（伊勢湾の類型指定：図 6）

< 水質：全リン (T-P) >

T-P は伊勢湾（狭義）の 類型（環境基準値 0.09mg/L）に指定されている海域では低下傾向にあり、ここ数年はおおむね環境基準に適合している。伊勢湾（狭義）の 類型（環境基準値 0.05mg/L）及び三河湾 類型に指定されている海域では横ばいであったが、伊勢湾でおおむね環境基準に適合しているのに対し、三河湾では環境基準に適合している地点は少ない。伊勢湾 類型（環境基準値 0.03mg/L）及び三河湾 類型に指定されている海域は横ばいであり、一部の地点を除きほとんど環境基準に適合していない。（伊勢湾の類型指定：図 6）

< 底質：化学的酸素要求量 (COD) >

伊勢湾の底質の COD は、伊勢湾（狭義）の湾央部（雲出川河口域の前面部）で 30～50mg/g 乾泥未満と高い。三河湾では湾央部及び湾奥部（豊川河口部）で COD の値が比較的高い。

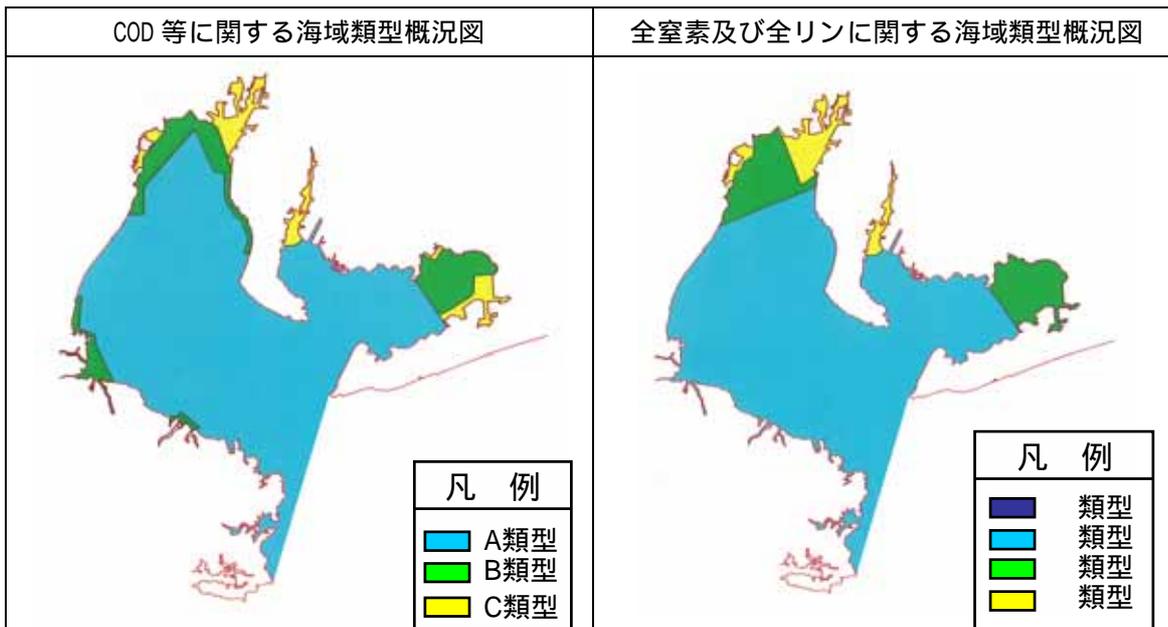
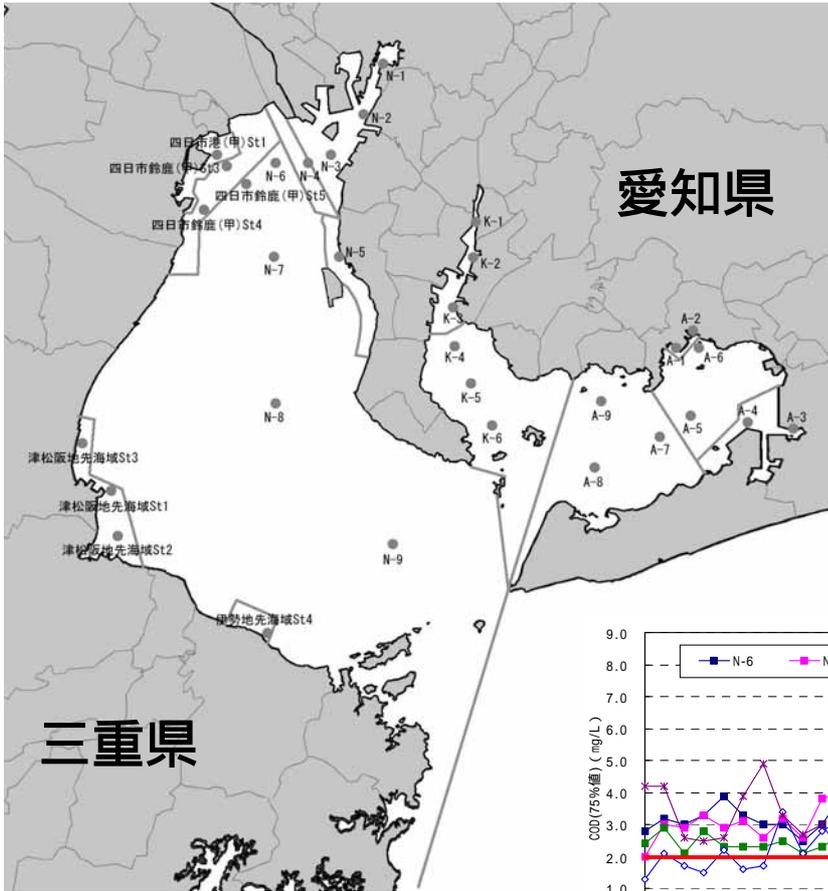
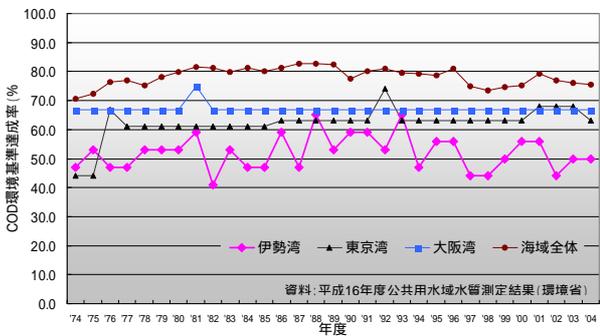


図 6 伊勢湾の類型指定

環境基準とは、環境基本法第十六条による公共用水域の水質汚濁に係る、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。本行動計画では、第 6 次総量規制（環境省）で削減の対象としている、化学的酸素要求量（COD）、窒素、リンに着目する。



水質測定地点位置図



COD 環境基準達成率

(伊勢湾・東京湾・大阪湾及び海域全体)

資料) 公共用水域の水質測定結果を基に作成

— : 環境基準値

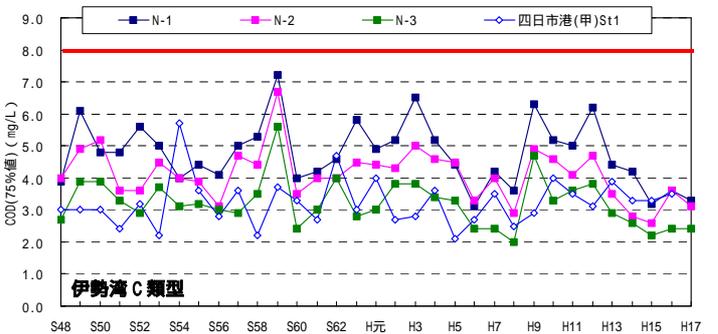
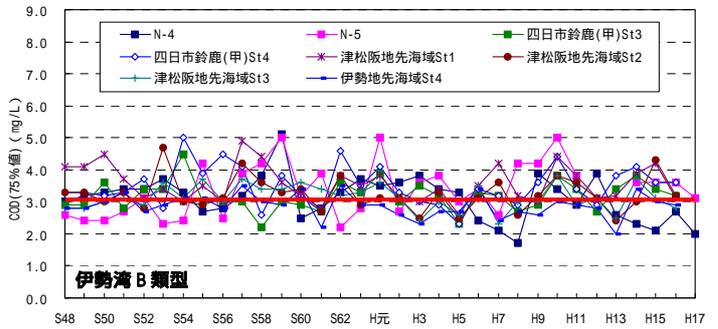
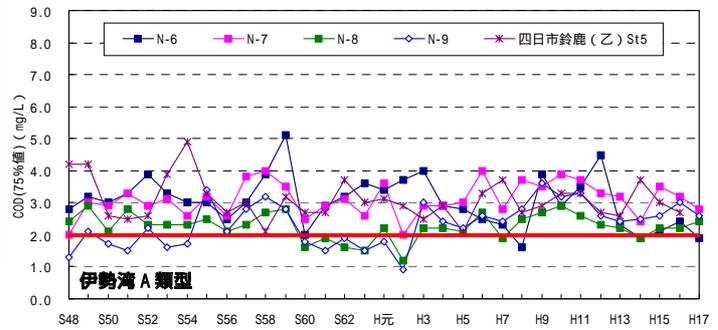
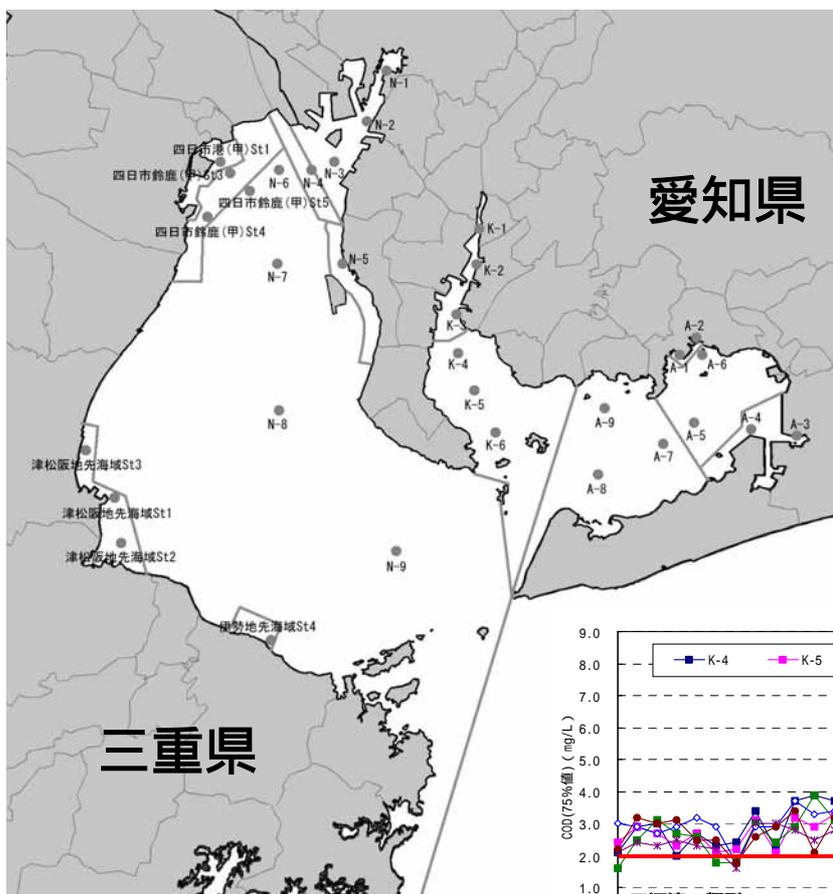
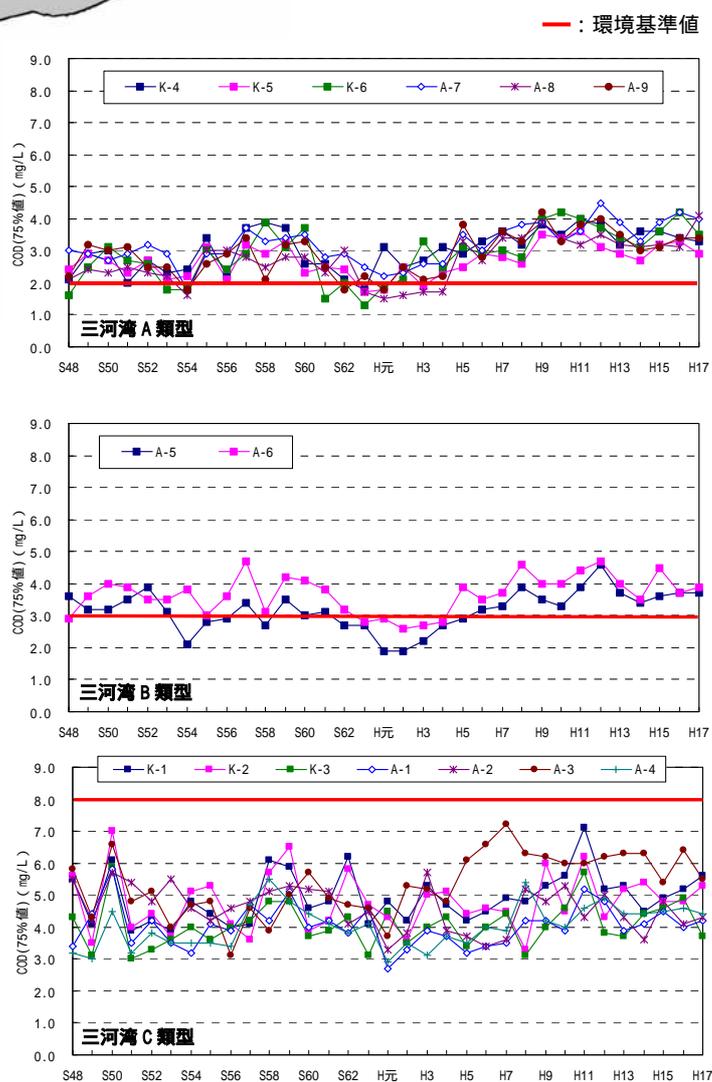


図 7 COD 75%値の推移 (伊勢湾 (狭義)) と COD 環境基準達成率 (伊勢湾)



水質測定地点位置図



資料) 公共用水域の水質測定結果を基に作成

図 8 COD75%値の推移 (三河湾)

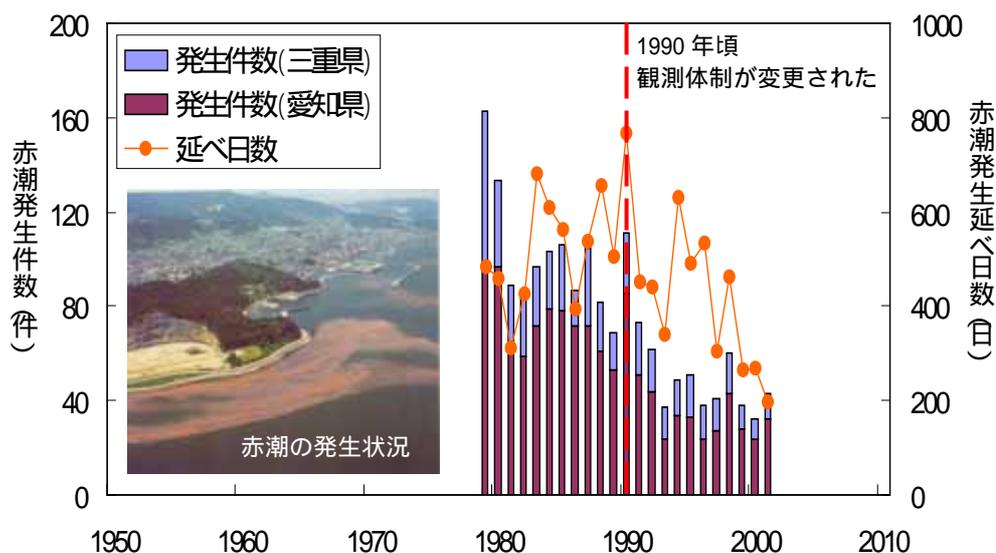
(3)赤潮・貧酸素水塊、苦潮の発生状況

1980年（昭和55年）頃から愛知県及び三重県によって実施されている赤潮等の観測によると、伊勢湾では毎年富栄養化が原因と思われる赤潮が確認されており、近年でも年間50件程度確認されている。（図9）また、伊勢湾（狭義）に比べて三河湾で赤潮の発生件数が多くなっている傾向にある。

伊勢湾では貧酸素水塊が毎年確認されている。底層の貧酸素水塊は、伊勢湾（狭義）では、2005年（平成17年）の6月下旬から10月にかけて湾中央部から西側を中心として、全ての底生生物の生存が困難となる溶存酸素飽和度10%未満（溶存酸素濃度約0.8mg/L）の地域が広範囲に広がっている。三河湾では7月～8月にかけて湾奥部から湾中央部を中心として溶存酸素飽和度10%未満の地域が広範囲に広がっている。

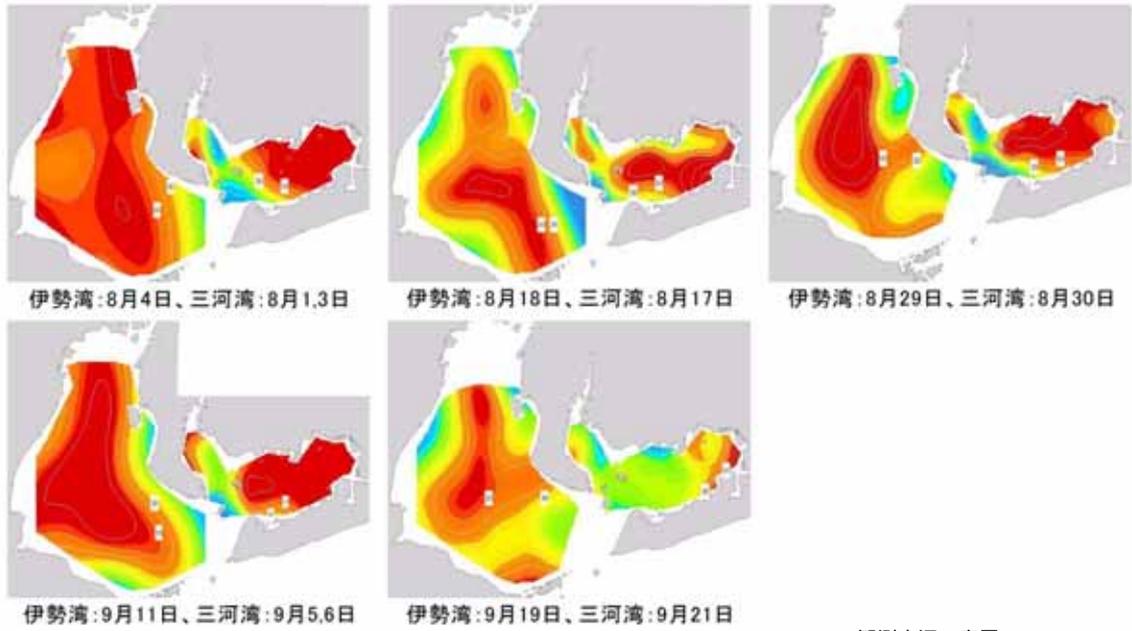
2006年（平成18年）の6月から9月上旬における底層の貧酸素水塊は、溶存酸素飽和度10%未満の出現状況は、2005年（平成17年）よりも広範囲に出現しており、湾全体の溶存酸素飽和度も低くなっている。また、9月には三河湾において最大規模の貧酸素水塊が発生した。（図10）

貧酸素水塊が発生している初夏から秋季に成層が発生し、そこへ強い離岸風が吹くと、底層付近における貧酸素水塊が浅海域に湧昇するため、苦潮となって景観の悪化や漁業被害、浅海域に生息する海域生物に致命的な影響を及ぼす場合がある。苦潮は近年でも年間5～10回程度確認されている。（図11）



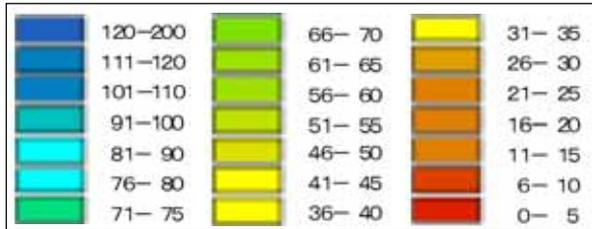
資料) 愛知県水産課資料
三重県水産物供給チーム資料 以上のデータを基に作成

図9 赤潮発生状況の経年変化



凡例：溶存酸素飽和度（％）

観測水深：底層

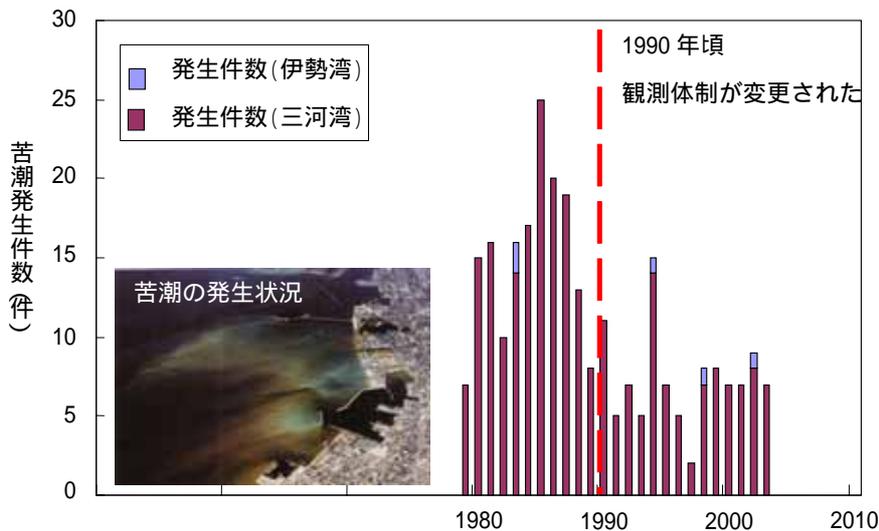


溶存酸素飽和度	溶存酸素濃度	魚介類への影響
50%	約4mg/l	魚類・甲殻類に悪影響
30%	約2mg/l	貝類・底生魚類の生存困難
10%	約0.8mg/l	全ての底生生物の生存困難

愛知県水産試験場では、溶存酸素飽和度 50%以下を低酸素、30%以下を貧酸素としている

出典) 愛知県水産試験場：伊勢・三河湾貧酸素情報，H18-1～12号，2006.

図 10 貧酸素水塊の分布（2006年 8月～9月）



資料) 環境省：第6次水質総量規制の在り方について（答申），2005．
愛知県：伊勢湾・三河湾の赤潮発生状況，2005．
以上のデータを基に作成

図 11 苦潮発生状況の経年変化

(4)生態系の状況

<干潟、浅場、藻場>

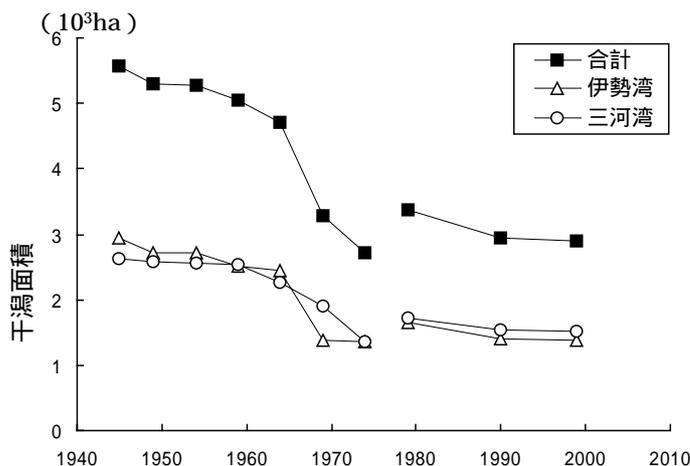
伊勢湾は、太陽の光が届く浅い海域が広く、砂浜、干潟、岩場や、栄養塩類を含む陸域からの淡水と海水が混ざり合う汽水域等、多様な自然環境が形成され、そこに多種多様な生物が生息・生育し、多様な生態系が形成されてきた海域である。

しかし、干潟、浅場、藻場のような良好な生物の生息・生育空間が沿岸域の開発等により減少している。(図 12, 図 13)

伊勢湾での干潟の分布面積は 1945 年(昭和 20 年)頃には約 5,600ha 存在していたが、1970 年(昭和 45 年)頃までの約 25 年間で急速に減少し、近年では 1945 年頃と比べ 2 分の 1 程度にまで減少している。

また、1955 年(昭和 30 年)頃の海草藻場(アマモ)は、伊勢湾(狭義)で 11,400ha、三河湾で 6,800ha の合計 18,200ha 分布していたが、1970 年(昭和 45 年)頃には、伊勢湾(狭義)で 260ha、三河湾で 410ha の合計 670ha となっており、15 年間で約 27 分の 1 程度にまで減少した。

なお、三河湾では 1999 年度から 2004 年度(平成 11 年度から 16 年度)に、中山水道航路から発生する良質な浚渫土砂を用いて、国と愛知県が連携し、約 620ha(39 箇所)の干潟・浅場の造成及び覆砂を実施し環境改善を図った。(図 14)



1978 年より前の調査対象干潟

現存するか、あるいは 1945 年以後人為的に消滅したもので、面積が 1ha 以上の前浜干潟、河口干潟(河口区域を除く)、潟湖干潟

1978 年以後の調査対象干潟

*干潟分布調査(現存干潟)

1. 高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が 100m 以上であること。
2. 大潮時の連続した干出域の面積が 1 ha 以上であること。
3. 移動しやすい底質(砂、礫、砂泥、泥)であること。

*干潟改変状況調査(消滅干潟)

1978 年以降、埋立、浚渫その他の改変により消滅した干潟で、次の全ての要件に合致するもの。

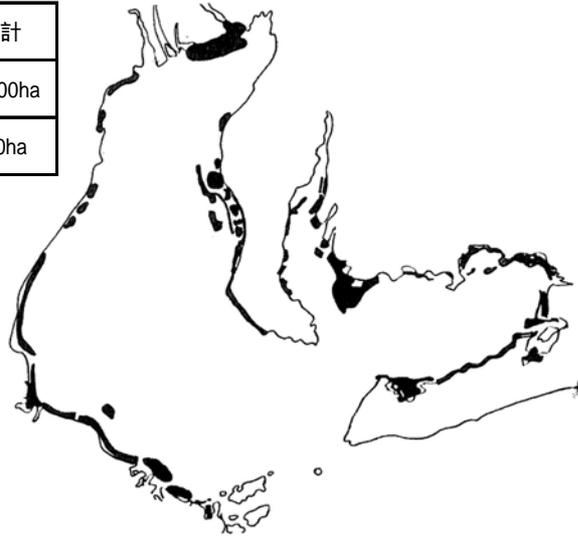
1. 1978 年において存在した干潟であること。なお、前回調査に記載されている干潟であっても、上記の定義に該当しないものは存在したものとみなさない。
2. 消滅面積が 1 ha 以上であること。埋立等の事業区域が 1 ha 以上あっても、干潟そのものの改変が 1 ha に満たないものは消滅域には含まない。

出典)環境省:自然環境保全基礎調査 第 2 回、4 回、5 回調査結果. のデータを基に作成

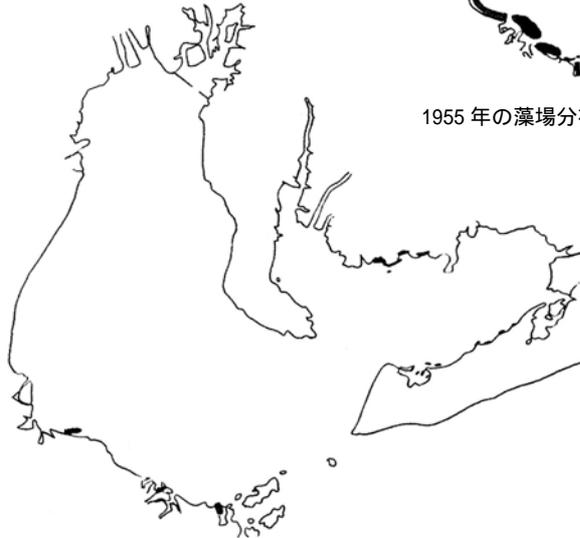
注)ただし、1978 年以前と 1990 年以降の調査方法は異なるため、単純に比較できない。また、1978 年のデータは、1990 年調査時に見直されたものである。

図 12 干潟分布面積の経年変化

対象年	伊勢湾 (狭義)	三河湾	合計
1955 (昭和30年)	11,400ha	6,800ha	18,200ha
1970 (昭和45年)	260ha	410ha	670ha



1955年の藻場分布 (1970年 愛知県水産試験場調査)



1970年の藻場分布 (1990年 海の博物館の聞き取り調査 (三重県) に、1970年の愛知県水産試験場調査 (愛知県) を合わせて作成された図からプランメーターにより面積を算出した)

出典) 伊勢湾研究会 編: 伊勢・三河湾 再生のシナリオ - 海と人間の共生を求めて -, 八千代出版, p.166, 1995. (分布図)
三重県科学技術振興センター: 伊勢湾の生態系の回復に関する研究 5. 干潟・藻場・河口域の実態, 2003. (伊勢湾 (狭義) の藻場面積の値、三河湾分は本調査で求めた値)

図 13 海草藻場 (アマモ) (1955年 (昭和30年) と1970年 (昭和45年) の分布)

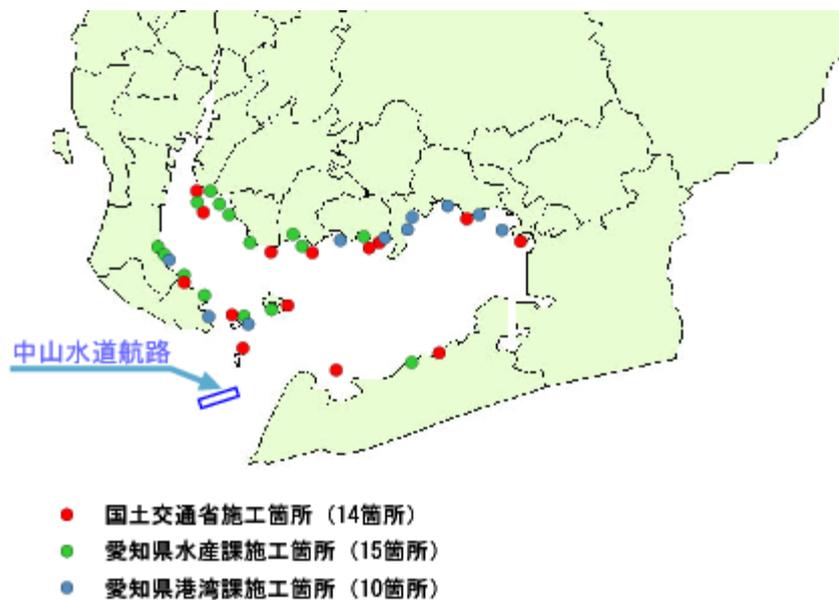


図 14 中山水道航路の浚渫土砂による干潟・浅場造成、覆砂施工箇所

< 底生生物 >

近年の伊勢湾における底生生物の門別組成は、汚濁が進行するに従い優占度が高くなると考えられているヨツバネスピオ等の環形動物門の占める比率が高くなっている。

< 魚類 >

漁獲量の推移を見ると、愛知県では 1980 年（昭和 55 年）頃をピークに、三重県（伊勢湾海域）では 1985 年（昭和 60 年）頃をピークにいずれも減少傾向にある。

(5) 浮遊・漂着・海底ゴミ、流木等の状況

2000 から 2004 年度（平成 12 から 16 年度）の過去 5 年間に伊勢湾で回収された海面浮遊及び海岸漂着ゴミの量は、年平均で約 5,700 m³ ⁵⁾である。

また、2000 年（平成 12 年）9 月の東海豪雨時には、愛知県、三重県沿岸に大量の流木が漂着したとの記録がある。2004 年（平成 16 年）9 月の台風 21 号時には、愛知県の海岸に約 19,000m³ の流木が漂着しており、三重県でも漁港が流木で埋まる被害が発生した。

さらに、プレジャーボート等の不法係留、沈没船化した放置艇が様々な問題を引き起こしている。

近年の伊勢湾では、沿岸の地方自治体やボランティアを中心に海岸に漂着したゴミの回収や、河川でのゴミの回収が実施されている。また、海面清掃船による港内海面浮遊ゴミの回収、海洋環境整備船による一般海域における浮遊ゴミの回収等の取り組みが行われている。

5) 海洋環境整備船、清港会(名古屋、四日市、衣浦)の回収記録、伊勢湾・三河湾に面する市町村へのアンケート調査による。

3.まとめ

以上、1及び2で示した伊勢湾流域圏の現状をまとめると、次のとおりである。

<伊勢湾流域圏の自然的・社会的特性>

- ・ 伊勢湾流域は、東京湾、大阪湾の流域に比べ、森林・農地の面積の割合が大きい。
- ・ 港湾は「モノづくり」中部の産業集積を支える重要な物流拠点になっている。
- ・ 伊勢湾流域圏は製造業が盛んであり、日本の経済・産業を牽引する地域である。
- ・ 伊勢湾は多様な海洋性レクリエーションに利用される海域であり、伊勢志摩国立公園、三河湾国定公園に指定されている公園のほか、様々な観光・文化施設が全域にわたり立地している。
- ・ わが国最大のゼロメートル地帯が広がっている。1953年（昭和28年）の台風13号、1959年（昭和34年）の伊勢湾台風による沿岸域での甚大な被害を契機に、海岸堤防や河口部の高潮堤防が築造された。
- ・ 海岸堤防の大半は、築造後50年が経過し老朽化している。そのため、高潮や地震発生後における台風の襲来等の複合災害時における保全施設としての機能低下が懸念され、対策が進められている。

<水質・汚濁負荷に係る現状>

- ・ 伊勢湾の化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成状況は約50%前後で横ばいである。
- ・ 伊勢湾の底質のCODは、伊勢湾（狭義）の湾央部で高く、三河湾では湾央部及び湾奥部が高い。
- ・ 赤潮や貧酸素水塊、苦潮の発生が慢性化しており、漁業被害が発生している。

<生物の生息・生育環境に係る現状>

- ・ 干潟、浅場、藻場等の良好な生物の生息・生育空間が沿岸の開発等により減少している。
- ・ 漁獲量の推移は、愛知県では1980年（昭和55年）頃をピークに、三重県（伊勢湾海域）では1985年（昭和60年）頃をピークにいずれも減少傾向にある。

<海域・沿岸域の空間環境に係る現状>

- ・ 港湾における埋立等の開発、海岸堤防・高潮堤防等の整備により、人々が水際に近づきにくくなっている。
- ・ 海面や沿岸部にゴミが浮遊・漂着し、海域環境を悪化させている。
- ・ 台風等による出水後には流木が海面や沿岸部に多く浮遊・漂着しており、小型船舶の航行や漁業等に問題を引き起こしている。

III．伊勢湾再生に向けての目標

1. スローガン

**「人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、
次世代に継承する」**

2. 目標

「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」

- ・ 目標に掲げた、伊勢湾のあるべき姿を実現するためには、産官学と沿岸域及び流域の人々、NPO等の多様な主体が協働・連携して取り組むことが必要である
- ・ 特に汚濁機構の解明をすることは、伊勢湾再生に向けた重要な事項であり、大学等研究機関との協働・連携により推進し、さらにこの成果をもとに効果的な水質改善や多様な生態系の回復を調査・研究していくことが必要である。

<目標の考え方>

伊勢湾は、急速な経済発展による環境への負の影響を受け、水質汚濁が慢性化し、平成16年度のCODの環境基準の達成率は50%程度と低い状況にあり、生態系への影響が懸念されている。また、沿岸域では国土保全のための海岸保全施設等の整備が進められ、安全性は高まったが、一方で人々と伊勢湾との関わりが減少している状況にある。

そこで、伊勢湾流域圏の現状を鑑み、より良い水環境のもと、多様な生物が生息・生育でき、産業物流拠点としての優れた機能を活かしながら、人々が集まり、安全で憩い安らぎを感じられる伊勢湾を目指す。

3. 基本方針

“伊勢湾再生の目標”を達成するため、以下に示す3つの基本方針に沿って行動する。

1. 健全な水・物質循環の構築
2. 多様な生態系の回復
3. 生活空間での憩い・安らぎ空間の拡充

<基本方針の考え方>

1. 沿岸域及び流域の人々の適正な水の使用、汚濁負荷の削減、森林、農用地等の保全・整備、海域の底質改善、水質浄化機能の保全・再生・創出等を行う。これにより、伊勢湾流域圏の健全な水・物質循環を構築する。
2. 生物の生息・生育する干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出等を行い、多様な生態系と漁業生産の回復を図る。
3. 地域の活性化、自然や歴史的・文化的資源の保全に配慮して、沿岸域及び流域の人々が海辺に親しめる水際線、緑地、景観の形成を図るとともに、人と海とのふれあいの場や機会を創出することで、生活空間において安全で憩い・安らぎを得られる空間を拡充する。

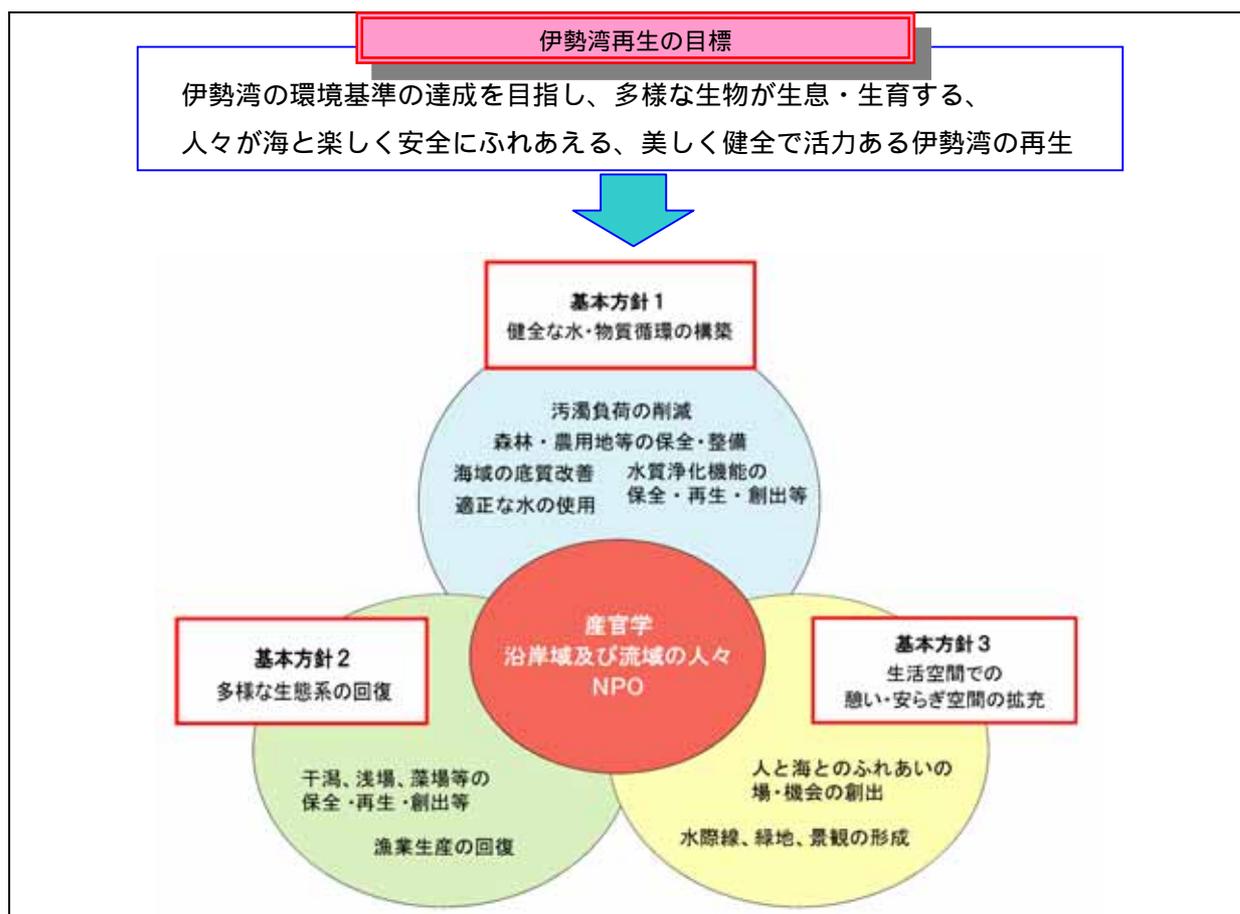


図 15 伊勢湾再生に向けた目標

4. 推進体制

本行動計画の推進においては、「人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する」ことをスローガンに“伊勢湾再生の目標”を達成するため、伊勢湾再生推進会議、各関係行政機関及び沿岸域及び流域の人々、NPO、企業及び大学等研究機関が協働・連携を図っていく。推進体制イメージを図 16 に示す。

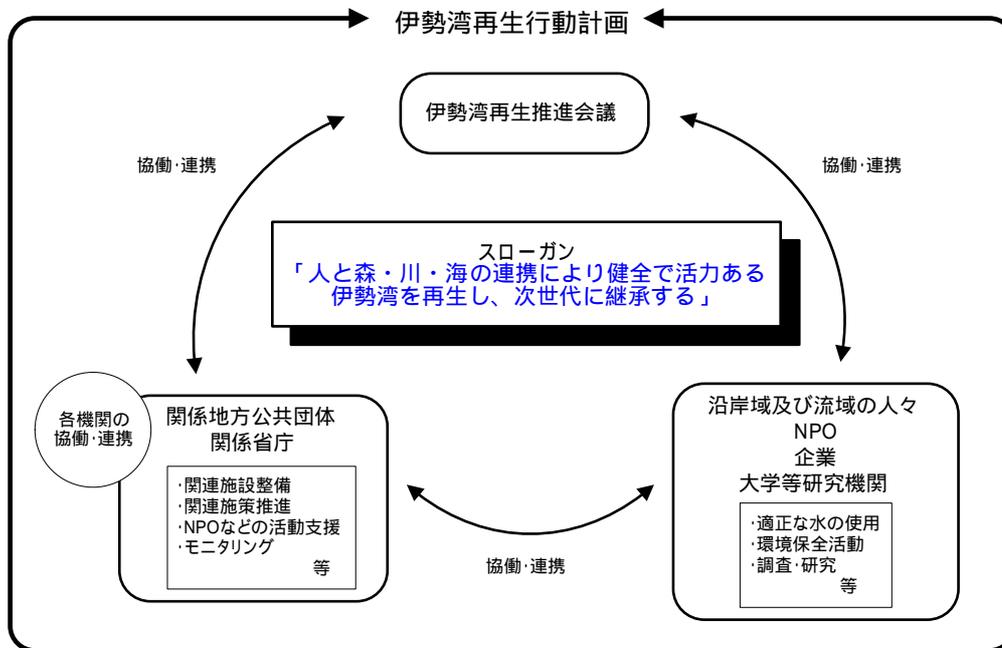


図 16 伊勢湾再生行動計画の推進体制イメージ

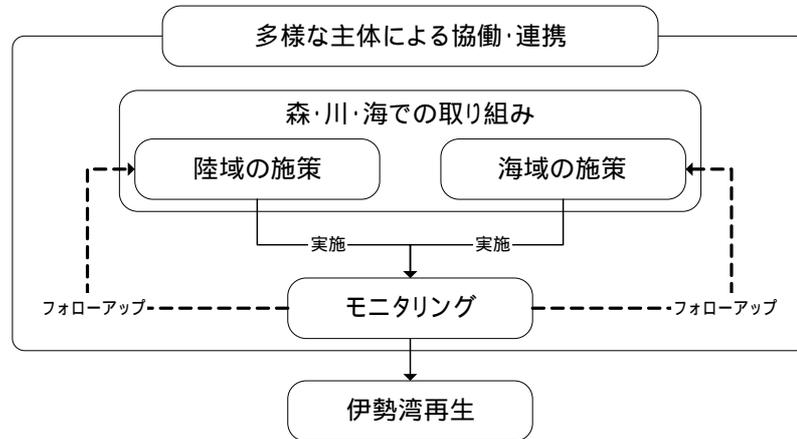
5. 計画期間

平成 19 年度から 10 年間を計画期間とする。

IV. 目標達成のための施策

1. 施策の実施方針

伊勢湾再生に係る目標達成に向けた施策の実施にあたっては、産官学、沿岸域及び流域の人々、NPO 等の多様な主体の協働・連携により進めていく。また、各種の施策を行いながら、モニタリングを実施し、施策や行動計画のフォローアップを行う。施策の実施方針のイメージを図 17 に示す。



- ・「陸域の施策」とは主に森・川の施策
- ・「海域の施策」とは主に海の施策

図 17 施策の実施方針イメージ

2. 陸域における負荷削減施策

(1)現状と課題

1)陸域汚濁負荷

伊勢湾の地形は湾口部が狭い閉鎖性の海域であり、外海との海水交換が行われにくい特徴がある。また、伊勢湾の年間流入量（約 200 億 m³）は容積（約 394 億 m³）の半分以上である。

このため伊勢湾においては、陸域からの流入負荷の削減等の施策を推進する必要がある。

これまで、陸域から伊勢湾へ流入する汚濁負荷を削減するため、地域の特性に応じて、下水道、集落排水施設、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備、事業所等における排水規制の強化、河川浄化施設の整備等の水質改善施策が実施されてきた。この結果、伊勢湾流域からの発生負荷量は減少する傾向が見られる。

しかしながら施策の実施状況は、未だ十分とは言えず、現在も富栄養化が原因と思われる赤潮・貧酸素水塊・苦潮等が発生している。このため、伊勢湾に流入する汚濁負荷の削減とともに、栄養塩類である窒素及びリンの削減も対象とした水質改善施策の更なる推進を図る必要がある。

このため、流域全体として関係機関が協力し、下水道、集落排水施設、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに、窒素及びリンの総量を削減できるよう、下水道の高度処理をさらに進める必要がある。

また、伊勢湾に流入する汚濁負荷には、家庭、事業所等から発生する点源負荷以外にも、市街地や農地等から流出する面源負荷があり、水質改善を図るためには、同時に面源負荷についても削減対策を検討する必要がある。

水質総量規制

伊勢湾においては、COD等の生活環境の保全に係る水質環境基準を確保することを目標として関係地域から発生する汚濁負荷量を総合的に削減するため、関係各県の総量削減計画に基づき、総量規制基準による事業場等の規制、生活排水対策の推進等を内容とする水質総量規制が、昭和54年度以来5次にわたり有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)を対象に実施されてきている。また、第5次総量規制においては、これまでのCODに加え新たに窒素及びリンが削減の対象とされた。

この結果、伊勢湾に流入する汚濁負荷量は着実に削減されてきているものの、当該水域におけるCOD、T-N、T-Pの環境基準達成率は十分な状況になく、一層の水質改善を推進する必要がある。そこで、2009年度(平成21年度)を目標年度とする第6次総量規制に基づき、総量規制対象事業場に対する総量規制基準による規制や、下水道、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備等による生活排水対策、小規模事業場に対する削減指導の実施等、総合的な負荷削減対策を推進する必要がある。

汚水処理事業

<下水道事業>

2005年(平成17年)度末現在、伊勢湾流域圏において158箇所の下水処理場が稼働している。また集水域の約1,100万人の住民のうち、処理区域内の人口は約647万人であり、下水道の処理人口普及率は61%と全国平均の69%を下回っている。伊勢湾に係る流域別下水道整備総合計画の基本方針には、伊勢湾の水質環境基準を達成するために全ての処理場に高度処理導入をすることが位置付けられている。2005年(平成17年)度末現在、伊勢湾の集水域の処理場のうち高度処理を導入している処理場は42箇所であり、これら処理場での処理人口は273万人で集水域人口の26%を占めている。この割合は、2005年(平成17年)度末の高度処理普及率全国平均14%と比較して高い状況にあるが、伊勢湾の水質環境基準の達成に向けて、さらに高度処理を推進することが不可欠である。なお、2005年(平成17年)の下水道法改正により導入が可能となった経済的手法(高度処理の肩代わり)の活用等を含めて、高度処理の早期普及を目指す必要がある。

伊勢湾流域圏においては、名古屋市等、比較的早い時期に下水道事業に着手した都市では、合流式下水道が採用されている。

2005年(平成17年)度末現在、伊勢湾流域内の9自治体において合流式下水道(分流式、合流式の併用を含む)を採用している。

近年、合流式下水道からの降雨時未処理放流水による放流先での水質の悪化、水利用者に対する景観・公衆衛生及び生態系への影響が懸念されることから、下水道法施行令が改正(2004年(平成16年)4月)され、合流式下水道の改善対策が規定された。現在、緊急改善計画の策定に続き緊急改善事業の実施、改善対策の技術開発(SPIRIT21)が進められている。また、合流式下水道の雨天時放流水の水質基準が規定されたことから、合流式下水道の改善を緊急に実施する必要がある。

< 集落排水事業 > (農業集落排水事業、 漁業集落排水事業)

集落排水事業には、農業集落排水事業と漁業集落排水事業がある。このうち農業集落排水事業は、2005年(平成17年)度末現在、伊勢湾流域圏において75市町村で実施されており、451箇所の農業集落排水施設が稼働している。各県污水处理施設整備構想等によると、処理区域内の人口は約52万人、農業集落排水事業の処理人口普及率は78%であり、全国の平均整備率71%を上回っている。今後とも、集水域における集落排水施設の整備をさらに促進する必要がある。

< 浄化槽整備事業 >

浄化槽整備事業は、2005年(平成17年)度末現在、伊勢湾流域圏の127市町村(供用開始済)で実施されている。集水域の市町村では約141万人の住民が浄化槽を使用しており、浄化槽による污水处理人口普及率は13%となっている。単独処理浄化槽は、台所や風呂等の排水を処理せず、トイレの排水(し尿)のみを処理するため、水質改善効果が低く、官民を挙げた新設廃止への取り組みが行われ、2000年(平成12年)度には浄化槽法の改正により、既設単独処理浄化槽を使用するものは、下水道予定処理区域にあるものを除き、合併処理浄化槽への設置替え又は構造変更を努めなければならないこととなった。今後は、住民に協力を求めるほか、市町村が主体となって浄化槽の整備・維持管理を行う事業を積極的に活用し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、閉鎖性の海域の水質改善のためには、窒素やリンの除去性能に優れた高度処理型浄化槽の整備を促進する必要がある。

河川・湖沼事業

河川・湖沼事業は、水質の悪化等、水循環に関する様々な弊害に対処するため流域を単位として関係機関と「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス)」等により浄化施設整備や浚渫等に取り組み、BODに代表される河川の水質は着実に改善を示している。

しかしながら、河口における干潟等の再生や、住民の河川環境意識の向上のための取り組みを推進する必要がある。

森林整備事業

伊勢湾流域内の森林面積は約10,106km²(1990年(平成2年)現在)と流域面積(16,191km²)総面積の約62%を占め、伊勢湾に流入する主要河川の水源になるとともに、陸域における自然の基盤を形成している。

森林は、雨水の保持や水質浄化等、水循環に係る機能をはじめ、山地災害の防止や保健休養の場としての利用等、多面的な公益的機能を有している。

これらの森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、間伐の推進等計画的な森林整備対策を実施するとともに、公益的機能の発揮が特に必要な森林については、保安林に指定し、必要に応じて治山事業により、森林整備や治山施設整備を進めている。

しかしながら、民有林においては、林業の採算性の悪化等により、森林所有者の森林管理意欲は年々低下し、間伐の遅れた人工林や、手入れされず竹林化したり、藪状になったりした里山が各地で顕在化している。

一方、地球温暖化防止の機能を有する森林への国民の期待は高く、広く住民活動としての森林整備への参加意識は高くなっている。また、計画的な森林整備対策の推進とともに、河川下流域に

住む人々や企業等の参加・協力による森林整備への取り組みが進められている。

なお、洪水等に伴って流出する流木等が漁業活動等の支障になっている状況も見られることから、間伐の適期・適正な実施と治水施設の整備の推進により、流木の流出対策を一層促進する必要がある。

2) 流入ゴミ

現在、伊勢湾流域では河川管理者、沿岸域及び流域の人々等が協力して清掃活動等を実施しているが、海域における浮遊ゴミ、漂着ゴミのうち陸域を起源と考えられるゴミは依然大きい割合を占めている。

今後は、河川や海域のゴミを減らすため、陸域においては沿岸域及び流域の人々、NPO との連携を密にして引き続き清掃活動、散乱ゴミの回収を行い、ゴミゼロ意識の普及を図るとともに、環境学習の充実にも努める必要がある。

3) 水質事故

水質事故は、油類や化学物質の流出等により、大量の魚介類を^{へいし}斃死や浄水場での取水を停止させ、市民生活等に大きな被害を与える。このため、主な河川では水質事故発生時には関係機関との連絡調整、オイルフェンスの設置等の対策を行っているが、被害を最小限とするため、河川巡視や沿岸域及び流域の人々からの情報の入手等、地域と一体となった取り組みが必要である。

4) 関連事業

伊勢湾では、内陸部から河川等を経て伊勢湾に至る水の道を軸とし、多様な緑が広がり、水系を通じた自然の水・物質循環が形成されていた。この河川を基軸として、自然と共生した、水と緑のネットワークを構築する必要がある。このため、関係自治体や民間・市民とも協力し、各機関が連携して検討・調整を行う等、連携プロジェクトの具体化を図る必要がある。

また、農地からの汚濁負荷を削減するため、環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正な管理等を推進していく必要がある。

(2)陸域における施策

1)陸域汚濁負荷削減に向けた施策

水質総量規制

伊勢湾における早急な水質改善のため、水質総量規制制度に基づき各県が策定する総量削減計画の着実な実施及び事業場に対する総量規制基準の遵守の徹底等を図るとともに、2009年度（平成21年度）を目標年度とする第6次総量削減目標量の達成を目指す。

さらに、総合的な負荷削減のため、関係機関等の連携のもと、高度処理、面源汚濁負荷対策等を含めた効率的、総合的な負荷削減のための計画策定及び事業実施を図る。

污水処理事業

<下水道事業>

下水道事業においては、伊勢湾流域別下水道整備総合計画に関する基本方針に基づいた各県における流域別下水道整備総合計画等に従い、下水道普及率のさらなる向上や、高度処理の促進、合流式下水道の改善等を積極的に行う。

普及の促進に関しては、社会情勢の変化等必要性に応じて各県污水処理施設整備構想等を見直し整備区域を精査するとともに、社会経済状況に応じた適切な規模の処理施設の建設を計画する。従来の国庫補助制度とともに「地域再生基盤強化交付金」(污水処理施設整備交付金)の積極的な活用、PFI等による民間活力を利用する。また、下水道の普及促進と合わせて、各家庭に下水道への接続を促す水洗化促進の啓発を図ること等により、早期普及を目指す。

高度処理の促進については、下水道法の改正(2005年(平成17年))に伴い導入が可能となった経済的手法(高度処理の肩代わり)の活用等により積極的な促進を図る。

合流式下水道の改善については、合流式下水道に関する下水道法施行令の改正により10年間(合流式の公共下水道の処理区域の面積が1,500ha以上の場合は20年間)の事業実施が義務付けられたことから、重点的・効果的に改善事業(ろ過スクリーン設置、貯留施設、消毒施設整備等)を実施していく。

また、高度処理や合流改善等をより効果的・効率的に推進するため、産官学民の連携方策をより強固にしていく。

このほか、ホームページ、各種イベントや下水道科学館等を通じて、下水道の役割、環境学習の場として下水施設の利活用方法等を、積極的に沿岸域及び流域の人々に広報していく。

<集落排水事業>(農業集落排水事業、漁業集落排水事業)

集落排水施設の整備においては、伊勢湾の集水域内にある各県污水処理施設整備構想等に基づき国庫補助事業とともに、「地域再生基盤強化交付金」(污水処理施設整備交付金)を積極的に活用し、集落排水施設の新設、既存施設の機能強化、必要な高度処理の促進を図る。

<浄化槽整備事業>

浄化槽の整備においては、浄化槽の必要性や、既存の単独処理浄化槽の問題点等について、住民意識を高めるほか、市町村が主体となって浄化槽の整備・維持管理を行う事業や「地域再生基盤強化交付金」(污水処理施設整備交付金)を積極的に活用し、既存の単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、窒素及びリン除去性能に優れた高度処理型浄化槽の整

備の促進を図る。

河川・湖沼事業

河川・湖沼事業においては、各管理者、下水道管理者等の関係機関と一体となって浄化施設整備や浚渫等による対策に加え、河口干潟の保全・再生等の施策を沿岸域及び流域の人々の意見を踏まえながら、積極的に推進する。

また、矢作ダム等における堆積土砂の利用用途について陸域、海域との関係を含めて検討を進める。

森林整備事業

水源かん養機能や水質浄化機能の向上に資するため、保安林指定の拡大を図りながら、治山事業や森林整備事業を計画的に実施し、人工林における間伐の推進や広葉樹林の育成、針広混交林の造成等、生物の多様性の保全にも配慮した多様で健全な森林の整備を進める。

また、多様な主体が参加・協力した森林整備の推進や、公共工事等における間伐材の利用、水質浄化材としての木炭や竹炭の利用等、森・川・海が連携した森づくりの取り組みや、循環型資源としての木材利用を進める。

2) 流入ゴミの削減

流入ゴミに関しては、公的主体のみでなく、伊勢湾沿岸域及び流域の人々や民間企業等、流域全体で取り組むことが重要である。このため、今後も市民活動等との連携による清掃活動を推進するとともに、ゴミの種類の分類、海域でのゴミ漂着や河川でのゴミの実態を広く一般に提示すること等を通じて、発生源におけるゴミ削減のための意識の向上を推進する。

3) 水質事故への取り組み

油類や有害物質が河川へ流入する水質事故の被害を最小限にするため、河川巡視や沿岸域及び流域の人々からの情報入手に努め、水質事故発生時には関係機関と連携し、被害の拡大防止に努める。また、水質事故に円滑な対応が図られるよう更なる情報連絡体制の充実や資機材の準備とともに水質事故対策訓練に努める。

4) 関連事業

流域の都市化に伴い、地表面が建築物やコンクリート等で被覆されて、地下への雨水浸透量が減少し、洪水時の流出が早くなってきている。したがって、雨水貯留浸透施設の設置や緑地の整備による雨水浸透の促進や総合的な土砂管理により、水・物質循環の健全化を図っていく。

また、農地からの汚濁負荷を削減するため、土づくりや減化学肥料栽培による環境保全型農業の推進、畜産農家における家畜排せつ物の適正処理及び堆肥化による有効利用等を推進する。

3. 海域における環境改善施策

(1)現状と課題

1)水質汚濁

伊勢湾における化学的酸素要求量（COD）の汚濁負荷量は 1979 年（昭和 54 年）度から 2004 年（平成 16 年）度にかけて、約 4 割程度減少しており、全窒素（T-N）及び全リン（T-P）負荷量についても、それぞれ約 3 割程度及び約 5 割程度減少してきている。しかし、COD の変化は伊勢湾（狭義）では横ばい、三河湾では増加傾向で、全体的に汚濁が進んでいる。透明度についても 1950 年代から低下傾向にある。

この主な要因として、生活排水や産業排水等の流入水に含まれる有機物の累積的かつ過剰な負荷が考えられる。このような自然の浄化機能を超えた海水中の過剰な有機物は、海底に堆積し有機汚泥を形成する。この有機汚泥が水中の溶存酸素を消費することにより、底層水の貧酸素化が生じ、生物の生息・生育環境へ影響を及ぼす。また、有機汚泥からは栄養塩類が再び溶出する。これらの現象が伊勢湾の富栄養化の原因となっている。その結果、植物プランクトンの過増加による赤潮の発生等が問題となっている。

さらに、伊勢湾においては干潟・浅場の浅海域や藻場の縮小・消失に伴い、自然の浄化機能が低下している。このことも伊勢湾の水質汚濁が慢性化する原因の一つとして考えられる。

このため、生活排水や産業排水等の流入負荷に含まれる自然の浄化機能を超えた栄養塩類等の流入を防ぎ、干潟、浅場、藻場等を保全・再生・創出することによって自然の浄化機能を向上させ、伊勢湾の水質の改善を図る必要がある。また、底層水が貧酸素化することを抑制し、海底に堆積した有機汚泥から栄養塩類等が再び溶出しないように底質の改善を図る必要がある。

2)生物多様性

伊勢湾での干潟の分布面積は、近年では 1945 年頃と比べ 2 分の 1 程度にまで減少している。水深 5m 以浅の浅海域の面積は、1955 年（昭和 30 年）頃と比較し 2004 年（平成 16 年）時点までに約 13,000ha 減少した。海草藻場（アマモ）は 1955 年（昭和 30 年）から 1970 年（昭和 45 年）までの 15 年間で約 27 分の 1 に著しく減少している。このような干潟、浅海域及び藻場の面積縮小に伴って、多様な生物の生息・生育場が縮小したものと考えられる。

また、近年の伊勢湾における底生生物の門別組成は、汚濁が進行するに従い優占度が高くなると考えられているヨツバナスピオ等の環形動物門の占める比率が高い海となっており、底層の貧酸素状態や汚濁状況を反映した底生生物の生息状況となっている。

底層付近における貧酸素水塊が浅海域に湧昇することによって生じる苦潮の発生は、浅海域に生息・生育する生物に大きな影響を及ぼしている。

このため、水質等の改善にあわせて多様な生物の生息・生育場である干潟、浅場、藻場等を保全・再生・創出する必要がある。

3)人と海とのふれあいの場

伊勢湾には、良好な景観を有する自然の海岸線や島嶼とうしょが多く点在しており、東京湾、大阪湾に比べ自然公園区域が広く分布している。また、1996 年から 1997 年（平成 8 年から 9 年）における伊勢湾の海岸線は、自然海岸約 14%、人工海岸約 74%、半自然海岸約 10%、河口約 2%という構成になっている。自然海岸の割合（約 14%）は、東京湾、大阪湾（いずれも約 8%）に比べる

と大きく、主に伊勢・志摩地域に存在している。

人工海岸や半自然海岸については、1953年（昭和28年）の台風13号及び、1959年（昭和34年）の伊勢湾台風により、沿岸域に甚大な被害が発生したため、海岸に海岸保全施設が整備されたことや、物流・産業の拠点として整備された港湾施設等の埋め立てによるものが殆どである。

海岸保全施設は、台風による高潮災害を契機に海岸背後の人命や財産を災害から守るとともに国土の保全を図るために整備されたものである。また、港湾施設については、保安等の関係により一般市民の立ち入りを一部制限しなければならない。

この結果、かつてあった自然の砂浜が失われるとともに、昔からの“人々の憩いの場として存在していた海岸”を“近づきづらい海岸”にしてしまった部分も少なからずある。

人が海岸へ近づきやすくし、人と海とのふれあいの場を確保するため、既存の砂浜を保全・再生する必要がある。また、海岸へのアクセスを向上するための対策を実施する必要がある。一方、港湾区域においては、物流・産業機能に支障のない範囲で海に親しめる場を創出していく必要がある。

4)沿岸域及び流域の人々の海への関心

伊勢湾は、東京湾、大阪湾に比べ広い海域面積を有し、伊勢志摩国立公園や三河湾国定公園等の自然公園をはじめとして優れた自然景観を有する風光明媚な地域である。

伊勢湾沿岸には、海水浴場、潮干狩り場、マリーナ・ヨットハーバー等の海洋性レクリエーション資源・施設が全域にわたり分布し、人と海とのふれあいの場となっている。また、伊勢湾沿岸は昔から信仰の対象となっており、沿岸各所には、「三谷まつり」、「鯛まつり」、「潮干祭り」、「夫婦岩の大注連縄張替神事」、「クジラ祭り」、「やぶねり」等の祭事・信仰が今も残されている。このように伊勢湾の海辺空間は、レクリエーションの場、自然環境や歴史・文化を体験する場等として積極的に活用され、様々なイベントが実施されている。

このような伊勢湾の優れた自然景観を保全し、伊勢湾沿岸域の自然環境や、祭事・信仰を後世に継承していく必要があり、特に、次世代を担う子ども達に対して海への関心を高めるための施策を実施していくことが重要である。

しかしながら、海岸利用者のマナーの悪さが顕在化しており、海岸利用者等による海岸への放置ゴミや陸域からの流入ゴミ等の散乱が、海岸の生態系や景観、そして海岸利用に悪影響を及ぼしている。さらに、砂浜への車両の乗り入れがみられ、他の利用者との事故の発生が危惧されるとともに、砂浜に生息・生育する生物への影響が懸念される。海域においては、遊泳客やマリナー関係者等の無謀な行為や不注意等による事故が発生している。

このため、行政、海岸利用者、漁業者、NPO等が協力し、人々が安心して海洋性レクリエーションを楽しむことができる安全な海域を創っていく必要がある。

5)浮遊・漂着・海底ゴミ、流木等

浮遊・漂着・海底ゴミは、海岸の生態系や景観、そして海岸利用に悪影響を及ぼしている。これらのゴミの中には、自然の力では処理できないプラスチック・ビニール類及び金属類も多く、これらの浮遊・漂着・海底ゴミを削減する必要がある。

近年、特に大雨、豪雨による出水時に、大量の流木が海域へ流入し、海岸保全施設、港湾機能、小型船舶の航行、景観・親水空間、漁業等に影響が及んでいる。

ゴミのない伊勢湾にしていくために、伊勢湾流域内の行政と地域住民・漁業者・NPO 等が連携・協力してゴミ・流木対策を行う必要がある。また、ゴミや流木の回収は、いわゆる対処療法であり、ゴミや流木の発生源を断つための抜本的な対策を実施する必要がある。

さらに、プレジャーボート等の不法係留、沈廃船化した放置艇等は、景観上好ましくなく、船舶の航行の阻害要因となるとともに、津波や高潮時には背後地の被害を増幅させる要因になる等の問題があり、対策を進める必要がある。

(2)海域における施策

1)水質の改善

水質・底質の改善

自然の浄化機能を担う場を維持、増加させるために、干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出を推進する。さらに、これまで海底に蓄積した余剰の有機物による影響を低減するために、海底に堆積した有機汚泥を除去する汚泥浚渫や、栄養塩類が再び溶出することがないように閉じ込める覆砂等を推進する。

また、港湾等の整備にあたっては、環境配慮型の構造物の整備を進める。

貧酸素水塊の発生低減

貧酸素水塊の発生を低減させるため、上記の水質・底質の改善施策を推進するとともに、貧酸素水塊の発生しやすい深掘跡の埋戻しを推進する。

2)生物多様性の向上

干潟、浅場、藻場等は、自然の浄化機能を担う重要な場であるとともに、その環境の多様性から良好な生物の生息・生育場所でもある。そのため、干潟、浅場、藻場等を保全・再生・創出し、良好な生物の生息・生育空間を増やしていく。

さらに、海域の生物の生息・生育環境を改善するため、上記 1)の水質の改善施策を実施する。

また、水産資源の管理や、増養殖技術の開発を推進する。

3)人と海とのふれあいの場の保全・再生・創出

港湾における人と海とのふれあいの場の創出

<港湾空間のにぎわいの創出>

海を臨む水際線は魅力的な空間であるため、人が水際線まで来て、港の景観を楽しむことができるよう、ユニバーサルデザインの導入にも配慮しつつ、物流・産業機能に支障のない範囲で解放される水際線延長を拡大する。さらに、港湾景観の視点場に緑地、プロムナード、マリーナ、レストラン等を有機的に配置することによりアクセスを向上させ、人が行きやすい、にぎわいのある港湾空間の創出を行う。また、海の環境や景観を享受できるという魅力を活用するため、施設の一部に水域を効果的に取り込んだ港湾緑地の整備を行い、海辺のにぎわいを創出していく。

<運河の再生>

「運河」の魅力を再発見し、地域の個性を活かした水辺のにぎわい空間づくりや水上ネットワークの構築等を図り、「運河」を核とした魅力ある地域づくりを進める。

海岸における人と海とのふれあいの場の保全・再生

海岸においては、「防護」「環境」「利用」の調和した海岸施設整備を図る。また、海岸堤防等の整備にあたっては、安全に人々が水辺に近づけるよう構造的に配慮するとともに、砂浜の持つ波浪低減効果を期待して、既存の砂浜を保全するとともに、必要に応じて養浜するなど、人と海とのふれあいの場としての貴重な砂浜を保全・再生していく。

4)沿岸域及び流域の人々の海への関心の醸成

伊勢湾の優れた自然景観を活かし、レクリエーションの場や自然環境や歴史・文化を体験する場等としての更なる活用を行うとともに、地域の祭事・信仰の継承を図りながら、上記 3)の施策を実施することによって、人が海とふれあえる場を再生するとともに、次世代を担う子ども等への環境学習や自然観察会等海にふれあう機会の増加を推進する。また、誰もが安心して海に親しむことができるように、海岸・海域利用のルールづくり、マナーや海への関心を高めるための啓発活動を、行政、海岸利用者、漁業者、NPO 等が協力しながら推進し、安全な海域を創出することにより人々の海への関心を醸成する。

5)浮遊・漂着・海底ゴミ、流木等の対策

陸域から海域への流入ゴミや流木の削減を図るとともに、行政等が協働・連携しながら海域における浮遊・漂着・海底ゴミや流木の回収活動を推進する。さらに、行政機関は、住民、NPO 等による清掃活動を支援し、活動の普及を図る。

放置艇対策としては、係留保管能力や利用者の管理意識の向上が不可欠であり、恒久的な施設整備を進めるとともに、船舶航行に支障のない水域を放置艇の係留・保管のための場所として活用し放置艇の解消を図る。また、行政、港湾・漁港・マリーナ利用者等が協働・連携しマナー向上への啓発活動を推進する。

4. 多様な主体による協働・連携

(1) 現状と課題

伊勢湾流域圏は、水域面積の約7倍の流域面積を持ち、この流域には約1,100万人の人々が生活を営んでいる。このため、伊勢湾再生においては、沿岸域だけでなく、流域で生活する一人一人の取り組み活動が非常に大きな意味を持つと考えられる。

現在、伊勢湾流域圏においては各行政機関が伊勢湾再生に係る様々な施策を実施している。また、沿岸域及び流域の人々、NPO、企業、大学等研究機関等が、様々な環境の保全活動や調査・研究を行っており、直接的、間接的に伊勢湾再生に関わりを持っている。

一方、多くの伊勢湾沿岸域及び流域の人々は水産資源による恩恵、日常生活が環境に与える影響（生活雑排水による環境への負荷）、安全安心な生活（海岸堤防・高潮堤防等により台風等の自然の驚異から守られている）、経済発展による生活の向上等、伊勢湾との関わりは大きいものの、日常生活においてそれを意識する機会が少ない。

このため、伊勢湾再生においては、伊勢湾の現状と再生の必要性を沿岸域及び流域の人々に周知し理解していただくとともに、産官学と沿岸域及び流域の人々、NPOの協働・連携により、健全な伊勢湾を次世代に継承できるよう行動することが必要と考える。

(2) 取り組み

多様な主体が連携し、かつ自立的に伊勢湾再生へ向けた行動を実施するためには、それぞれの役割を明確にするとともに、それぞれの取り組みを相互に支援していく。

1) 行政機関の役割

各関係行政機関は、本行動計画に基づき施策を計画的に実施するとともに、施策の効果についてモニタリングを実施する。また、沿岸域及び流域の人々、NPO、企業及び大学等研究機関等へ向けた情報発信、情報共有、環境学習のためのツールの整備、環境学習等の場の提供、講師の派遣（出前講座）等の活動支援のための施策、仕組みづくりを行う。また、汚濁機構解明のための仕組みづくりを検討する。

【施設整備、場の整備等ハード的施策の例】

- ・ 森林整備
- ・ 污水处理施設
- ・ 干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出 等

【沿岸域及び流域の人々・NPO等への活動支援等ソフト的施策の例】

- ・ 伊勢湾の現状、伊勢湾再生に係る行政、市民団体、企業等の取り組み、個人でできる取り組み等のパンフレットの作成、配布による情報提供
- ・ 伊勢湾ふれあいマップ（仮称）等の作成、市民が海とふれあう場に関する情報提供
- ・ NPO、市民団体等の活動紹介
- ・ 各種行政イベント等での、伊勢湾の現状報告、伊勢湾再生への取り組み紹介
- ・ 小中学校向けの環境学習教材の作成、出前講座、環境学習機会の提供 等

2) 沿岸域及び流域の人々・NPO、企業及び大学等研究機関の取り組み

沿岸域及び流域の人々には個々人の取り組み、NPO 活動への参加により、主に環境負荷の低減、環境保全意識の醸成、環境保全に係る維持管理活動の支援、環境モニタリング支援等を通して、伊勢湾再生に取り組む。

企業等は環境保全等、社会貢献活動の積極的な推進や環境保全に関連する技術の開発・普及などを通して、伊勢湾再生に取り組む。

大学等研究機関は、伊勢湾の汚濁機構に関する調査・研究等を通して伊勢湾再生に取り組む。

【沿岸域及び流域の人々・NPO、企業及び大学等研究機関の取り組み例】

- ・ 森林保全活動
- ・ 日常生活における環境負荷の低減活動（節水等による生活水の適正な使用・ゴミの削減等）
- ・ 環境学習への参画・協力
- ・ 清掃活動
- ・ 水環境モニタリング
- ・ 生物調査
- ・ 伊勢湾再生に係る技術の普及
- ・ 伊勢湾の汚濁機構に関する調査・研究 等

3) 多様な主体による協働・連携

行政と沿岸域及び流域の人々・NPO、企業及び大学等研究機関等の各主体がそれぞれの役割を果たすためには、それぞれが協働・連携していくことが大切であると考えます。このため、相互の情報共有、活動支援のため次のような取り組みを実施する。

【行政間の情報共有】

- ・ 各行政主体におけるマスタープラン、具体的な施策、モニタリングデータ等の情報共有等による効率的な事業の推進
（例）
 - ・ 河川・海岸の事業連携による砂浜の再生
 - ・ 中部経済産業局が実施した「閉鎖性水域の海域別対策調査（伊勢湾）」において取りまとめられた水環境改善技術等の活用
- ・ 各機関における伊勢湾再生に関するイベント、環境学習等について情報の共有と、伊勢湾再生推進会議との連携

【行政と沿岸域及び流域の人々等との情報共有】

- ・ 伊勢湾の現状、水質、生物等のモニタリング結果のデータベース化及び情報発信
- ・ 各主体の活動内容、活動実績のデータベース化と情報発信
- ・ 伊勢湾再生に係るシンポジウム、イベントでの相互活動報告の実施
- ・ 伊勢湾再生に係るシンポジウム、イベント、ホームページ等でのアンケート実施による意見募集
- ・ 伊勢湾再生に係るシンポジウム、イベント、その他活動について、マスコミ等を通じた積極的な広報活動の実施 等

【行政と沿岸域及び流域の人々・NPO、企業の協働・連携】

- ・ 水質、生物等のモニタリングの協働・連携
- ・ 森林や施設の維持管理の協働・分担実施
- ・ 活動の場、活動の機会の提供、支援
- ・ 行政施策への支援、協力 等

【行政と大学等研究機関等の協働・連携】

- ・ 伊勢湾の汚濁機構、貧酸素水塊に関する調査・研究の協働・連携
- ・ 伊勢湾流域圏の自然共生型環境管理技術に関する調査・研究の協働・連携
- ・ モニタリング結果のデータベース化による情報発信 等

【その他の協働・連携】

- ・ 伊勢湾ブランドの創出・発信
- ・ 自然や歴史的文化資源の整理、調査、研究
- ・ 伊勢湾流域圏が一体となった行事、催事等の整理、調査、研究 等

5. 伊勢湾再生のためのモニタリング

(1)目的

本行動計画に基づいて実施された、各々の施策や取り組みについての効果を確認することを目的とする。

(2)現状と課題

現在、伊勢湾流域圏の主要箇所において行政機関や沿岸域及び流域の人々により以下のようなモニタリングが継続的に実施されている。

水質汚濁防止法に基づき、鉛、カドミウム等、人の健康の保護に関する環境基準項目及び COD、DO 等の生活環境の保全に関する環境基準項目について、1971 年度（昭和 46 年度）から公共用水域の水質測定（底質測定含む）を実施。（中部地方整備局・県・市）
底生生物調査や赤潮の発生状況の調査等を実施。（中部地方整備局・県）

水質総量規制の水質改善効果を把握するための水質汚濁の実態調査を実施。（環境省）
巡視船艇・航空機による海洋汚染の監視を随時実施しており、また、測量船による流況観測、水質調査（水温、塩分）を実施。その他、赤潮の発生等を把握するため衛星による観測データを利用したクロロフィル等の監視を実施。（第四管区海上保安本部）

平成 2 年から河川水辺の国勢調査として主要な河川を対象に、河川域の生物と利用実態についてモニタリングを実施。（中部地方整備局・県）

海洋環境整備船を利用して、伊勢湾（狭義）の 5 地点、三河湾の 2 地点において、水質調査（水温、塩分、濁度、DO、pH、クロロフィル）を実施。また、伊勢湾において、海洋短波レーダーによる流況、波浪の観測を実施。（中部地方整備局）

貧酸素水塊の発生状況等を把握するため、表層、中層及び底層の水温、塩分、DO の調査を実施。（県）

NPO、市民団体等と連携し、「川の通信簿」、「水生生物指標調査」等を実施している。（中部地方整備局・県・市）

これらのモニタリングは、測定時期、測定地点及び測定項目等が異なるため、関係機関が実施したデータを抽出し、伊勢湾再生のモニタリングとして今後使用できるよう検討していく必要がある。

(3)今後の方針

現状と課題を踏まえ、次の4つの方針に基づきモニタリングを実施する。

<モニタリングの方針>

伊勢湾流域圏の水質、生物の生息状況等を継続的に監視する。

施策の効果を確認するとともに、具体的な目標の設定・更新につなげる。

伊勢湾の汚濁機構解明に必要な基礎データを蓄積する。

住民参加型のモニタリングを推進する。

1)環境監視のためのモニタリング

伊勢湾流域圏における環境監視のためのモニタリングを継続し、環境の変化を把握していく。

2)伊勢湾再生のための施策の効果の確認等に係るモニタリング

伊勢湾再生に向けて実施される各施策に対し、施策の取り組みや効果を確認するための指標についてモニタリングを実施し、その結果を施策の見直し、充実に反映させたり、具体的な目標の設定・更新につなげていく。なお、この指標は、施策の効果とつながりがある環境指標や、沿岸域及び流域の人々にわかりやすい指標としていく。

3)汚濁機構を解明するためのモニタリング

伊勢湾の水質等を改善するためには、伊勢湾の汚濁機構を詳細に把握し、効果的な施策を検討する必要がある。このため、伊勢湾の汚濁機構解明に必要な基礎データを蓄積するためのモニタリングを実施する。

4)住民参加によるモニタリング

沿岸域及び流域の人々が伊勢湾に関心を持ち、伊勢湾再生へ自主的に参加する仕組みづくりの一環として住民参加型の伊勢湾再生モニタリングを促進する。

また、住民参加型モニタリングを将来にわたって円滑に促進するために、行政機関、企業、大学等研究機関、NPO等が連携できるよう支援する。

表 2 伊勢湾再生に向けた取り組み・施策内容(1)

基本方針 1	取 り 組 み 内 容	施 策 内 容		
		施 策	指 標	
健全な水・物質循環の構築	(森)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の適正な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の水源かん養機能、水質浄化機能の向上に資するため。 保安林指定の拡大を図りながら、治山事業や森林整備事業を計画的に実施する。 人工林における間伐の推進や広葉樹林の育成、針広混交林の造成等の森林の整備を実施する。 ・多様な主体が参加・協力した森林整備の推進や、公共工事等における間伐材利用を促進する。 ・水質浄化材として、木炭や竹炭の利用等、循環型資源としての木材利用を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の間伐面積 ・針広混交林面積
	(川) 流域全体	<ul style="list-style-type: none"> ・減化学肥料農業の推進、家畜排せつ物処理の高度化 ・水質総量規制の推進 ・下水道等整備、合流式下水道の改善、集落排水事業、浄化槽整備事業の促進 ・窒素、リンを取り除く高度処理の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正処理及び堆肥化等を推進する。 ・総量規制基準の遵守を徹底等を図る。 ・ホームページや各種イベントにより下水道の役割、下水道施設の利活用方法を沿岸域及び流域人々に広報する。 ・下水道の普及促進と合わせて、各家庭に下水道への接続を促す水洗化の啓発を図り、早期普及を促進する。 ・高度処理については、積極的に高度処理施設の導入を図る。 ・合流式下水道の改善については、重点的・効果的に改善事業を実施する。 ・高度処理や合流式改善などをより効果的・効率的に推進するため、産官学民の連携方策を促進する。 ・集落排水事業の整備については、集落排水施設の新設、既存施設の機能強化、必要な高度処理を促進する。 ・既存の単独浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、高度処理型浄化槽の整備を促進する。 ・浄化槽については、既存の単独浄化槽の問題点等について住民意識の向上を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減化学肥料に取り組んだ農地面積 ・エコファーマー認定数 ・下水道整備の普及率 ・集落排水事業の普及率 ・窒素、リンを取り除く高度処理の人口普及率 ・合流式下水道の改善率
	(海)	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の整備 ・自然再生事業等の推進 ・河口部の干潟、ヨシ原の保全・再生・創出 ・ゴミ、流木の回収 ・干潟、浅場、藻場の保全・再生・創出 ・砂浜の保全・再生 ・海底に堆積した有機汚泥対策の実施 ・深掘跡の埋戻し ・ゴミ、流木の回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園及び緑地の整備を図る。 ・自然再生事業としてヨシ原・砂州再生を実施する。 ・自然再生事業として河口干潟の保全・再生等の施策を推進する。 ・発生源におけるゴミ削減のための意識の向上を推進する。 ・ゴミの無い、美しい水際線確保のためゴミ、流木の回収を実施する。 ・自然浄化機能を維持、増加させるため、干潟、浅場、藻場を保全・再生・創出する。 ・自然浄化機能を維持、増加させるため、砂浜の保全、養浜等により砂浜を再生する。 ・海底に堆積した有機汚泥を除去する汚泥浚渫を実施する。 ・海底に堆積した有機汚泥からの栄養塩類の溶出対策等として覆砂を実施する。 ・貧酸素水塊の発生を低減させるため、深掘跡の埋戻しを実施する。 ・ゴミの無い、美しい海岸線・海域の確保のためゴミ、流木の回収を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地等の整備面積 ・ヨシ原・砂州再生面積 ・河口干潟再生面積 (参考) ・ゴミの回収量、流木の回収量 ・干潟、浅場、藻場面積 ・砂浜を保全・再生した延長、面積 ・汚泥浚渫面積 ・覆砂面積 ・深掘跡の埋戻し面積 (参考) ・ゴミの回収量、流木の回収量

表 3 伊勢湾再生に向けた取り組み・施策内容(2)

基本方針 2	取 り 組 み 内 容		施 策 内 容	
			施 策	指 標
多様な生態系の回復	(川)	<ul style="list-style-type: none"> 河口部の干潟、ヨシ原の保全・再生・創出 ゴミ、流木の回収 	<ul style="list-style-type: none"> 河口部において干潟、ヨシ原を再生する。 ゴミの無い、美しい水際線確保のためゴミ、流木の回収を実施する。 多様な生物の生息・生育場所である、干潟、浅場、藻場を保全・再生・創出する。 多様な生物の生息・生育場所である、砂浜を保全し、養浜等により砂浜を再生する。 魚礁を設置し漁場の回復を図る。 ゴミの無い、美しい海岸線・海域の確保のためゴミ、流木の回収を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ヨシ原再生面積 (参考)・ゴミの回収量、流木の回収量 干潟、浅場、藻場面積 砂浜を保全・再生した延長、面積 魚礁の設置数 (参考)・ゴミの回収量、流木の回収量
	(海)	<ul style="list-style-type: none"> 干潟、浅場、藻場の保全・再生・創出 砂浜の保全・再生・創出 魚礁の設置 ゴミ、流木の回収 		

基本方針 3	取 り 組 み 内 容		施 策 内 容	
			施 策	指 標
生活空間での憩い 安らぎ空間の拡充	(川)	<ul style="list-style-type: none"> 河口部の干潟、ヨシ原の再生 ゴミ、流木の回収 	<ul style="list-style-type: none"> 河口部において干潟、ヨシ原を再生する。 ゴミの無い、美しい水際線・河川の確保のためゴミ、流木の回収を実施する。 砂浜の保全、養浜等により砂浜を再生する。 放置艇の繫留・保管のための恒久的な施設設備を進める。 船舶航行に支障のない水域を放置艇の繫留・保管のための場所として活用を図る。 人々が安全で快適に海辺に親しめる場として、臨海部の緑地整備を行う。 海岸、海域利用のルールづくり ゴミの無い、美しい海岸線・海域の確保のためゴミ、流木の回収を行う。 伊勢湾ふれあいマップ(仮称)、水辺(川、海)のふれあいの場に関する情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ヨシ原再生面積 (参考)・ゴミの回収量、流木の回収量 砂浜を保全・再生した延長、面積 臨海部の緑地整備面積 (参考)・ゴミの回収量、流木の回収量
	(海)	<ul style="list-style-type: none"> 砂浜の保全、再生 河口・海域の放置艇対策 臨海部の緑地整備 安全な海域の創出 ゴミ、流木の回収 		

表 4 伊勢湾再生に向けた取り組み・施策内容(3)

	取 り 組 み 内 容	施 策 内 容	
		施 策	指 標
協働・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸域及び流域の人々、NPO・企業及び大学等研究機関、行政の協働・連携 ・各種啓発活動・環境学習、イベント等開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政間の情報共有を図ると共に、状況に応じ協働・連携を図る。 ・行政と沿岸域及び流域の人々、企業と情報共有を図り、協働・連携する。 ・行政と大学等研究機関との協働・連携を図る。 ・伊勢湾流域圏の自然共生型環境管理技術に関する調査・研究と情報共有する。 ・海岸、海域利用のマナー向上のための啓発活動を実施する。 ・ホームページによる情報の発信を行う。 伊勢湾の現状、伊勢湾再生に向けた各種取り組み状況を掲載し情報提供する。 伊勢湾再生に向けたNPO等の活動状況や関係機関で実施した水質状況を掲載し情報提供する。 ・伊勢湾の現状報告・再生に向けた取組事例紹介、出前講座、環境学習等により環境保全意識の普及・啓発及び広報活動を実施する。 例) 川と海のクリーンアップ大作戦等 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動の実施状況 ・保全活動の活動状況 (森林、河川・湖沼、海岸) ・環境学習実施状況 ・伊勢湾再生HPアクセス数 ・企業、大学等研究機関との協働・連携状況